

第1章 序章

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2の規定に基づいて、三島市全域に係る都市計画の基本方針を定めたものです。

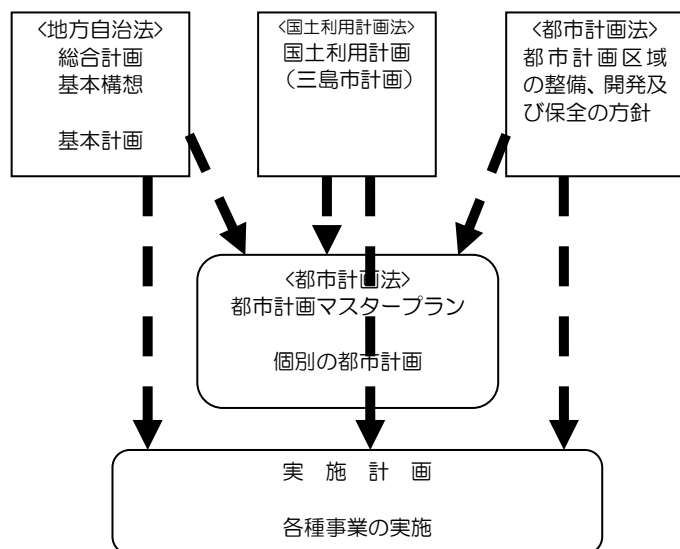
2) 都市計画マスタープラン策定の意義及び位置付け

都市計画マスタープラン策定の意義

住民に最も近い市町村が主体となって、住民の意見を反映しながら都市づくりの具体的なビジョンや地域別のあるべき市街地像、課題に応じた整備方針、地域の都市生活や経済活動等を支える諸施設の計画などを、きめ細かく総合的に定めることにより、地域の独自性をより重視した計画づくりが図られます。

また、現在盛んに議論されている規制緩和や地方分権など、将来の方向性を踏まえた、地域主導のまちづくりの方針となります。

都市計画マスタープランの位置付け



3) 計画対象期間など

●計画目標年次

平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を目標とし、中間年次として平成 27 年（2015 年）を設定します。

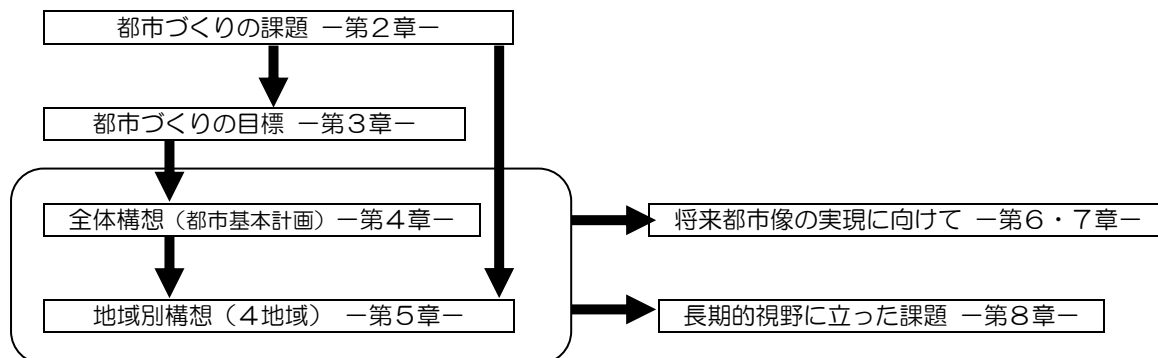
●改定時期

社会動向の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

●計画対象区域

都市計画区域である三島市全域を対象とします。

都市計画マスタープランの構成



第2章 現況とまちづくりの課題

1) 三島市の沿革

- 文字に現れる伊豆国（現三島市が属していた地域）の初めは、旧事本紀国造本紀に「神功皇后、若建之命を伊豆の国造に定めた」とあります。
- その後、難波朝（孝徳天皇）によって伊豆は駿河国に合併され、再び飛鳥朝（天武天皇）の時に、田方と賀茂2郡が駿河国から分かれ、伊豆国となりました。
- 奈良・平安時代の三島は国府の所在地であり、国分寺や国分尼寺が建立され、この地の政治、経済、文化、交通の中心地として栄えました。
- 治承4年（1180年）、鎌倉幕府を開いた源頼朝が拳兵にあたり三嶋大社に祈願したことは有名で、頼朝にちなんだ遺跡が市内随所に残っています。
- 天正18年（1590年）、豊臣秀吉が小田原北条氏の出城の一つである山中城を攻撃し、一日で落城させ、これが小田原城落城の第一歩となりました。
- 江戸時代に入ってから伊豆は、幕府の直轄地となり、宝暦9年（1759年）までの約170年間三島に代官所が置かれていましたが、同年、江川英世が代官となってから代官所は葦山に移り、三島には陣屋が置かれました。江戸時代には、箱根の険を控えた東海道五十三次の（五大）宿場の一つとして栄えました。
- 明治22年（1889年）、東海道本線が、品川から神戸まで開通しましたが、御殿場経由であったため、現在の御殿場線下土狩駅が、当時の三島駅となりました。
- 明治22年（1889年）4月、市町村制の施行により三島町となりました。
- 明治32年（1899年）7月、豆相鉄道（伊豆箱根鉄道の前身）が現在の下土狩駅から大仁まで開通しました。
- 明治39年（1906年）11月、県下最初の電車（通称「ちんちん電車」）が本市から沼津市まで開通しました。昭和38年（1963年）に軌道を廃止するまで広く市民に利用されていました。
- 大正8年（1919年）、野戦重砲兵連隊が三島に置かれました。
- 昭和9年（1934年）12月、丹那トンネルの開削に伴って現在の三島駅が開業しました。同時に伊豆箱根鉄道駿豆線も起点を現在の三島駅に変更しました。
- 昭和10年（1935年）4月、北上村を編入しました。
- 昭和16年（1941年）4月29日、錦田村と三島町が合併し、市制を施行しました。
- 昭和29年（1954年）3月、中郷村を編入し、現在の三島市域となりました。
- 昭和39年（1964年）、当時計画された石油コンビナートの進出に市民総ぐるみで反対し、工業化による豊かさよりも自然や住環境を守ろうとする姿勢が、地域のコンセンサスとして形づくられました。
- 昭和44年（1969年）4月、新幹線三島駅が開業したことを契機に大規模な住宅団地の造成が相次ぎ、人口急増が昭和50年代まで続きました。
- 昭和61年（1986年）4月、人口が10万人を超えました。
- 平成3年（1991年）4月29日に市制50周年を迎えました。
- 平成5年（1993年）4月、沼津市、富士市、富士宮市、清水町、長泉町、芝川町とともに地方拠点法の拠点地域に指定されました。
- 平成16年（2004年）、長年の懸案であった三島駅北口周辺の都市基盤整備に着手しました。
- 平成17年（2005年）、楽寿園や源兵衛川をはじめとする歴史、文化、水辺や緑の回遊ルートを整備した「街中がせせらぎ事業」は、都市景観大賞「美しいまちなみ賞」、国土交通大臣表彰「手づくりふるさと郷土賞」等を受賞し、全国的にも高く評価されています。
- 平成18年（2006年）3月、三島駅北口広場が拡張・整備されました。
- 平成21年（2009年）7月、東駿河湾環状道路のうち、東名沼津インターチェンジに接続する沼津岡宮インターチェンジから、三島塚原インターチェンジまで開通したことから、富士・箱根・伊豆や北駿の玄関口として地域経済の発展が期待されています。

2) 三島市の現況

地勢・地理 本市は東京 100 km圏内にあり、東西交通と南北交通が交差する交通要衝の地にあります。県東部の中核都市圏の一角をなし、富士・箱根・伊豆や北駿の玄関口に位置しています。

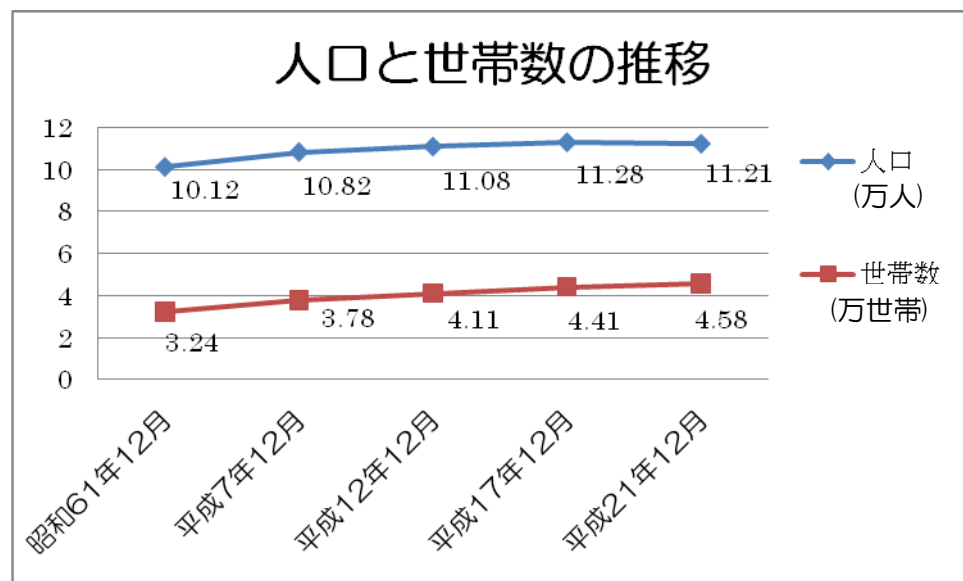
歴史 律令制の時代から伊豆の国府として発展し、市内には数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

自然 平成 21 年（2009 年）までの過去 30 年間の平均気温が 15.9℃と比較的温暖であり、富士山や駿河湾の眺望景観に優れています。また、市内には富士山や箱根水系の湧き水があり、楽寿園や三嶋大社の樹林などとともに、他市にはない貴重な自然資産として大切にされています。

面積	62.13 km ²
標高	24.9m（三島市役所）
	最高標高／941.5m（海ノ平）
	最低標高／5.0m（松本）
平均気温	15.9℃（過去 30 年間の平均）

南北	13.2 km
東西	11.1 km
北端（片平山）	北緯 35° 11′
東端（箱根峠）	東経 139° 01′
西端（千貫樋）	東経 138° 54′
南端（御園）	北緯 35° 04′

人口 昭和 16 年（1941 年）市制施行当時は 33,533 人でしたが、昭和 44 年（1969 年）に新幹線三島駅が開業してから人口が急増し、昭和 61 年（1986 年）には人口が 10 万人を超えました。以降、徐々に人口が増加してきましたが、平成 17 年（2005 年）12 月に 112,829 人でピークを迎え、平成 20 年（2008 年）9 月以降は緩やかな減少傾向を続けています。



（平成 21 年 12 月末現在住民基本台帳人口による）

土地利用 市域の3分の2は箱根西麓の農地や森林が占め、都市的土地利用の可能な土地が限られているため、狭い平野部に多くの市民が居住しています。可住地当たりの人口密度は、2,929 人/km²（平成 21 年 3 月末現在）と高く、県下では一番の過密都市となっています。

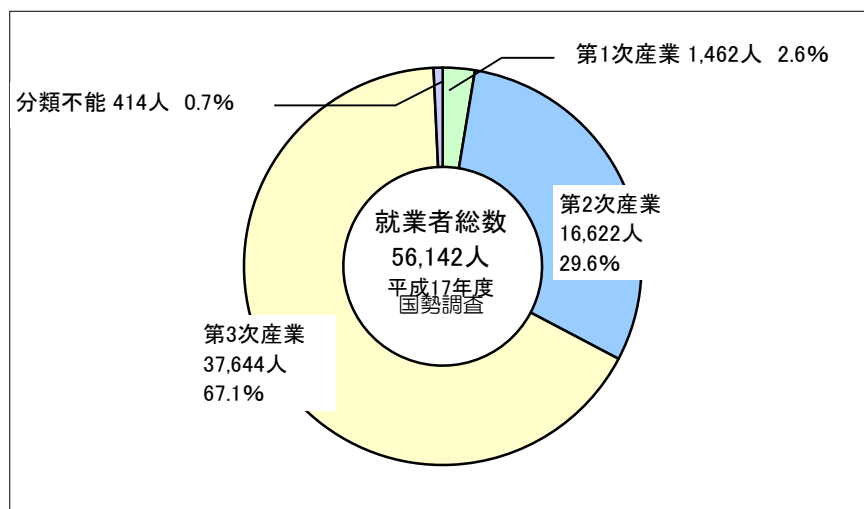
都市としての性格 平成 12 年度の国勢調査によると、昼間人口が 108,439 人に対し、夜間人口が 110,516 人と 2,077 人上回っていました。平成 17 年度には昼間人口が 108,048 人に対し、夜間人口が 112,173 人となり、引き続き夜間人口が増加傾向にあることから住宅都市的な性格の強い都市となっています。

産業 平成 17 年度の就業者総数は 56,142 人です。産業別では、第 1 次産業従事者が 2.6%、第 2 次産業従事者が 29.6%、第 3 次産業従事者が 67.1%、分類不能 0.7%で、第 3 次産業の比率が高くなっています。

農業は、箱根西麓三島野菜の生産・畜産経営、中郷・錦田地域の施設園芸や水田地帯の形成など、都市近郊型農業が主体です。

また、商・工・サービス業は小規模な事業所が主体で、平成 18 年（2006 年）事業所・企業統計調査によると従業者数 30 人未満の事業所が、事業所総数 5,578 中 5,343 事業所と 95.7%を占めています。

【産業別就業者数】



3) 問題点や課題

交通結節点としての機能充実

南北交通と東西交通が交差する交通結節点として重要な位置にあるが、その機能が十分確保されていない。



- 県東部の広域的な拠点としての顔づくりと都市機能の充実
- 広域的な拠点にふさわしい景観づくり
- 北駿や田方地域との連携強化

個性を生かしたまちづくり

市内には湧水や古くから培われてきた歴史的・文化的・自然的資産があり、中心市街地ではせせらぎ事業などにより活用されてきたが、他の地域では、地域活性化の題材として活用されていない。



- 個性あるまちづくりを推進するため、各地域の歴史的・文化的・自然的資産の活用と、湧水と水辺の緑などの自然環境の保全や活用

観光の活性化

三嶋大社に訪れる多くの参拝客を街中に誘導する仕掛けや、伊豆や箱根を訪れる観光客を市内に回遊させる仕組みが構築されていない。



- 観光施設の連携と新しい観光・文化施設の整備
- 観光の広域的な連携の強化

災害に強い都市基盤の整備

中心部に加え、周辺市街地にも宅地化が進み、住宅の密集化などにより、地震などの災害に弱い都市構造を招いている。



- 東海地震などにも耐えうる災害に強い都市構造への再編
- 避難地などとして利用できる公園や緑地の整備
- 緑化の推進、生活道路の整備などによる居住環境の向上

中心市街地の活性化

少子高齢化、消費者ニーズの多様化、商店の後継者不足、郊外型の大規模店舗やロードサイドショップの進出などにより、中心部の商業地の老朽化や衰退が続いている。



- 人が中心。うるおいとにぎわいのある歩いて楽しいまちづくり
- 賑わいと回遊性のある中心商店街の創出
- 中心市街地への定住人口・交流人口の増加
- 魅力ある商店街と個店作りの推進

市中心部における交通混雑の解消

市街地の交通混雑、特に、朝夕の通勤時に道路が混雑する。車への依存度が高い。



- 道路などの都市基盤の整備
- 自動車の交通発生量を減らすための交通需要管理施策の検討と実施
- 駐車場の整備促進

自然環境の保全（生物多様性の保全）

宅地等の開発により森林や農地が減少している。



- 緑地の保全と農業振興の推進
- 植林・植樹の推進
- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用の推進

すべての人のための社会資本の整備とユニバーサルデザインの推進

福祉・医療施設や誰もが安心して歩行できる歩道の整備が不十分である。



- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を踏まえた福祉・医療施設の充実とサービスの強化
- 地域福祉計画、障害者福祉計画、次世代育成計画などを踏まえたユニバーサルデザインの推進
- 三島市移動等円滑化基本構想に基づいた歩道や交通安全施設等の改善

市の財政力を高める主導産業の集積

主導産業の集積がないため市の財政力が弱い。



- 活力を高めるための主導産業の機能集積、ビジネスマッチングの誘導、企業立地推進および既存企業の育成

広域的な連携の強化

住民の日常社会生活圏の拡大に伴う広域的な行政需要の増大。



- 広域連携の強化

第3章 目指すべき都市の姿

1) 都市づくりの基本理念と目標とする将来都市像

■ 都市づくりの基本理念

第4次三島市総合計画の将来都市像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するため、交通結節点としての利便性や本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化を活用した魅力あるまちづくりを進めます。また、にぎわいと活力があり、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

■ 目標とする将来都市像

第4次三島市総合計画の基本構想や第3次国土利用計画（三島市計画）の基本方針に即し、まちづくりの課題を踏まえ、次の要素を備えた将来都市像を目標とします。

● 広域拠点都市としての機能が充実したまちづくり

市街地の再開発事業や再整備の推進、都市計画道路等の整備促進により、高次な都市機能が立地し易い環境を整え、広域拠点都市としての形成に努めます。

● やすらぎと魅力あるまちづくり

本市の象徴である湧水と豊かな緑、地域資源を生かしたやすらぎと魅力ある都市環境を形成するため、良質な景観づくりを促進します。

● 安心な暮らしを確保するまちづくり

誰もが快適で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、災害に強い都市基盤整備や水害対策、都市施設のバリアフリー化に努めます。

● 都市的土地利用と自然的土地利用が共生したまちづくり

既設の幹線道路や新たに整備された幹線道路の機能を生かした都市的な土地利用と、優良な農地や森林などの自然的土地利用が共生した効率的な土地利用を推進していきます。

● 環境にやさしいまちづくり

本市のかけがえのない財産である豊かな自然やより良い環境を次世代に引き継いでいくため、湧水と豊かな緑の保全、新エネルギーの活用や循環型社会への転換を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。

● 協働で進めるまちづくり

都市計画提案制度の活用などにより市民が参画したまちづくりを進めるとともに、良好な市街地の環境を維持・形成するため、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していきます。

2) 都市計画の目標

■ 人口フレーム 総人口・世帯数・年齢別人口フレーム

()内は%

年次		平成 22 年(2010)	平成 27 年(2015)	平成 32 年(2020)
項目		(基準年・推計値)	(中間年)	(目標年)
総人口(人)		113,200	112,200	110,100
世帯数(世帯)		45,650	47,300	48,500
人 口 年 齢 別 人	0～14 歳	15,250 (13.5)	14,100 (12.6)	12,700 (11.5)
	15～64 歳	72,200 (63.8)	68,100 (60.7)	65,200 (59.2)
	65 歳以上	25,750 (22.7)	30,000 (26.7)	32,200 (29.3)
	総 数	113,200 (100.0)	112,200 (100.0)	110,100 (100.0)

■ 土地利用フレーム (市域面積 6,213ha)

市街地部(市街化区域相当)

年次		平成 22 年(2010)	平成 27 年(2015)	平成 32 年(2020)
項目		(基準年)	(中間年)	(目標年)
市街地部 (市街化区域相当) 面積(ha)		1,346	1,367	1,367
市街化調整区域 面積(ha)		4,867	4,846	4,846
市街地(DID) 人口フレーム(人)		87,836	86,800	86,800
市街地人口密度 (人/ha)		65.2	63.4	63.4

3) 将来の都市像

■ 拠点

中心拠点 

中心街は、湧水と水辺の緑を活かした公園や散策路等により、うるおいのあるまちづくりの創出を図ります。また、誰もが利用できる公共施設や商業ゾーンを拠点内に形成し、ふれあいとにぎわいの創出を支援します。

三島駅周辺

駅周辺の再開発や駅南北地域の交流を活性化させる施設整備のほか、楽寿園を起点に白滝公園や源兵衛川へ続く水と緑の回廊を活かし、富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口として広域的な交通結節点にふさわしい整備を図っていきます。

大通り・芝町通り周辺

「景観ガイドライン」などによりまち並みの調和を図り、にぎわいのある歩いて楽しい商店街をめざします。

三嶋大社周辺

門前町にふさわしいまち並みの形成を図るとともに、観光客が立ち寄りやすい店舗を集積し、三嶋大社を訪れた観光客の回遊性の向上を図ります。

地域拠点 


中心拠点以外の鉄道駅周辺等を地域拠点と位置付け、地域の利便性を高める近隣商業機能の集積を図ります。

健康・福祉・医療拠点 

東駿河湾環状道路三島玉沢インターチェンジ周辺を、都市の活性化を図るための健康・福祉・医療拠点と位置付け、富士山麓先端健康産業集積構想の一翼を担うなど健康・福祉・医療機能の集積を図ります。

複合交流拠点 

東駿河湾環状道路の三島萩、三島塚原、大場・函南の各インターチェンジの周辺は、複合交流拠点と位置付け、地域の利便性を高める機能の集積を図るとともに、交通の利便性を生かした流通業務、観光・レクリエーション等の集積を図ります。

産業集積拠点 

三ツ谷新田地先及び徳倉地先並びに都市計画道路西間門新谷線、県道三島静浦港線及び県道清水函南停車場線の沿道は、流通業務施設や研究施設、工場、沿道サービス施設などを集積し、地域経済の振興を図ります。

■ ゾーン

環境保全ゾーン 

標高 350m 以上の公有地及び財産区有地を環境保全ゾーンと位置付け、歴史的環境や自然の保護・保全に努めます。

農業ゾーン 

箱根西麓、佐野地区、中郷地区を農業ゾーンと位置付け、都市的土地利用と優良農地との住み分けを明確にするとともに、農業振興を推進します。


工業ゾーン 

松本・長伏、南二日町、平成台等を工業ゾーンと位置付け、工業の振興と土地利用の純化を図ります。

■ 軸

交通軸  

東駿河湾環状道路及び市街地の骨格を形成する主要幹線道路並びに鉄道を広域的な都市活動を支える交通軸として位置付けます。

水と緑の軸 

市内の湧水を水源とする小河川や箱根西麓から市街地を流れる大場川などの一級河川を水と緑のクラスター軸と位置付けます。

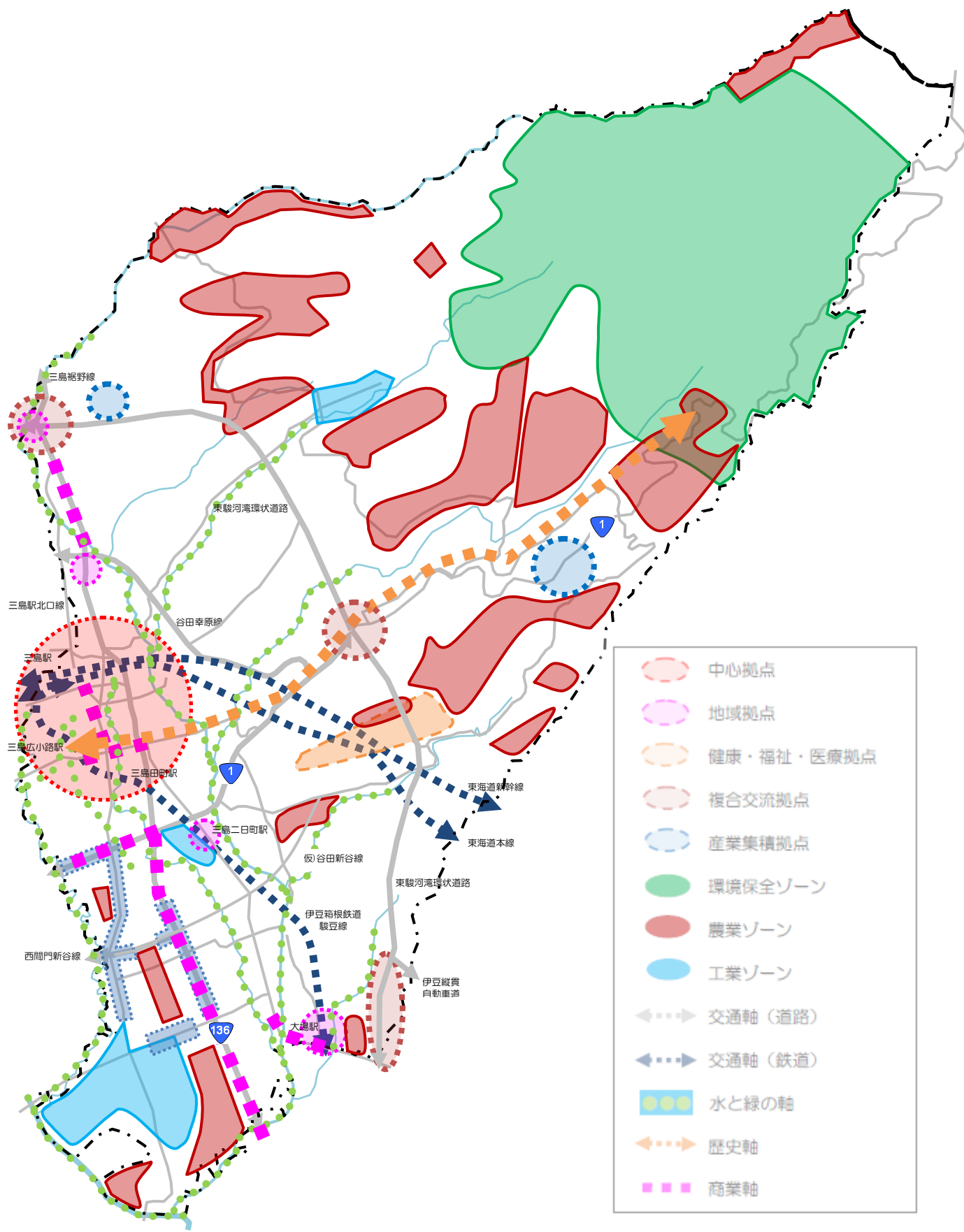
歴史軸 

箱根から三嶋大社を経て伊豆国分寺までの旧街道を歴史軸と位置付けます。

商業軸 

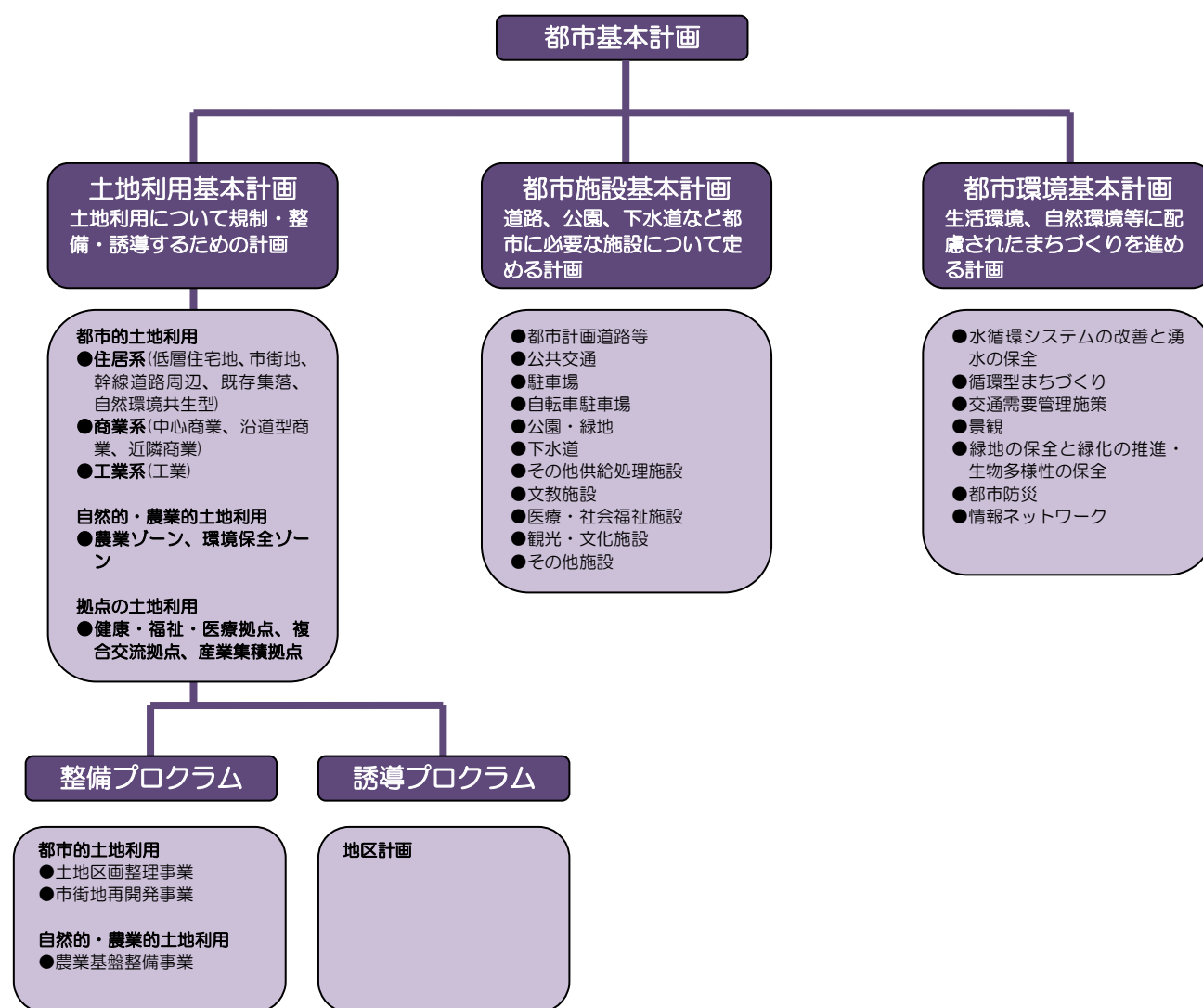
市中心部の大通り・芝町通り沿線や幸原町付近の県道三島裾野線沿線、国道 1 号や国道 136 号沿線、大場駅周辺を広域的かつ他市町の商業地に連なる利便性の優れた商業軸と位置付けます。

将来都市構成図



第4章 都市基本計画

体系図



1) 土地利用基本計画

主要課題や将来都市構成を踏まえ、都市づくりの理念や目標とする将来都市像を実現するために、基本的な土地利用計画や整備誘導方を、以下のとおり定めます。

土地利用計画及び整備誘導方策

■ 都市的土地利用

分類(土地利用計画)		整備誘導方策
住居系土地利用	低層住宅地 (郊外部) 戸建て住宅を主体とする低層住宅地	大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。
	市街地住宅地 (既成市街地やその周辺部) 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地	●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。
	幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地	●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。
	既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地	●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。
	自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地	●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します
商業系土地利用	中心商業・業務地 商業や業務を主体とする地区	三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。 大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図り、にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。 三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図り、まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。

分類(土地利用計画)		整備誘導方策
商業系土地利用	沿道型商業・業務地 主要幹線道路などの沿道に広がる商業・業務地	●国道1号や国道136号などの主要幹線道路の沿道に広がる商業・業務地では、地区計画制度の導入などにより沿道の商業業務機能の集積を図ります。
	近隣商業地 日常生活品などを提供する商業集積地	●幸原から萩地区など幹線道路の交差部周辺や大場駅など鉄道駅周辺は、道路整備などにより、地域の核にふさわしい近隣商業地として利便性の向上を図ります。
工業系土地利用	工業ゾーン 工業施設や流通業務施設を主体とする地区	●松本・長伏、南二日町、平成台等の準工業地域・工業地域・工業専用地域は、市外からの優良企業の集積と地元既存企業の振興を図ります。

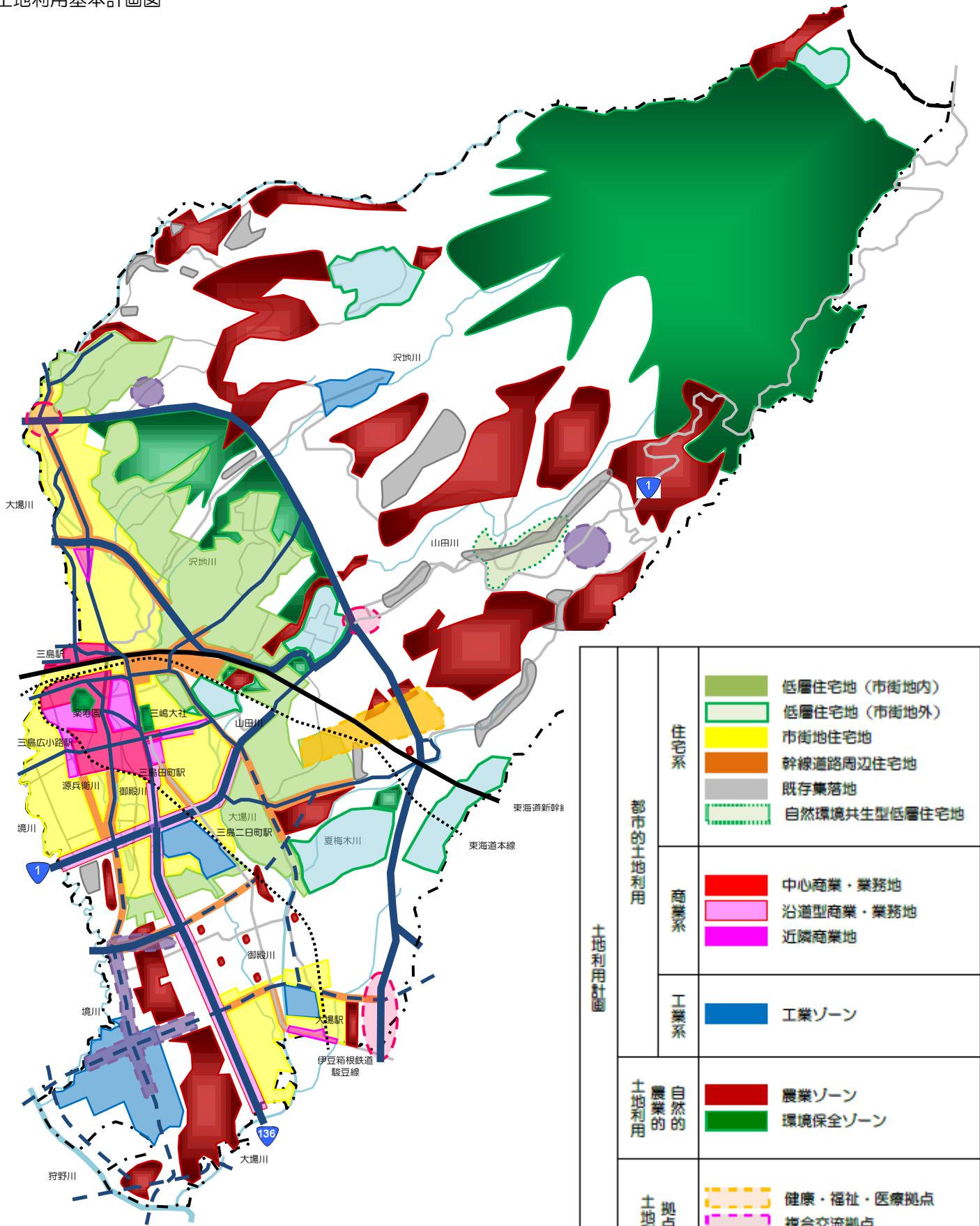
■ 自然的・農業的土地利用

分類(土地利用計画)		整備誘導方策
農業ゾーン 優良農地の保全に努め、農業振興を推進する地区	●箱根西麓は、農業基盤整備を進めるとともに、農業体験施設や観光農業施設など、新しい農業の核となる施設の整備を促進します。 ●中郷地区は、農業基盤整備を進め、都市的土地利用と優良農地との住み分けを明確にし、農用地等の保全と住宅地のスプロール化の防止を図ります。	
環境保全ゾーン 森林の保全や生態系の保護を図る地区	●箱根西麓の標高350m以上の公有地及び財産区有地は、地域振興に役立つ施設の整備を除いて、指導要綱に基づく自然の保護や保全を進めていきます。 ●市街化調整区域で市街地と接する景観上優れた樹林地については、住環境を守るために風致地区などの指定を検討していきます。	

■ 拠点の土地利用

分類(土地利用計画)		整備誘導方策
健康・福祉・医療拠点 富士山麓先端健康産業集積プロジェクトを担う健康、福祉、医療、研究機関などの機能集積	●玉沢・谷田地区 国立遺伝学研究所、静岡県総合健康センター、三島社会保険病院、老人福祉施設などの機能集積が進んでおり、富士山麓先端健康産業集積プロジェクトの一翼を担うなど健康・福祉・医療拠点としての機能の集積を図ります。	
複合交流拠点 商業施設、沿道サービス、流通業務、観光、レクリエーション等交流拠点	●東駿河湾環状道路の三島萩、三島塚原、大場・函南の各インターチェンジ周辺は、交通の要衝の立地を生かした商業施設、沿道サービス、流通業務、観光・レクリエーション等の交流拠点として誘導を図ります。	
産業集積拠点 流通業務施設や研究施設、工場などの機能集積	●三ツ谷新田地先及び徳倉地先並びに都市計画道路西間門新谷線、県道三島静浦港線及び県道清水函南停車場線の沿道は、流通業務施設や研究施設、工場、沿道サービス施設などを誘致し、地域経済の振興を図ります。	

土地利用基本計画図



土地利用計画	都市的土地利用	住宅系	<ul style="list-style-type: none"> 低層住宅地 (市街地内) 低層住宅地 (市街地外) 市街地住宅地 幹線道路周辺住宅地 既存集落地 自然環境共生型低層住宅地
		商業系	<ul style="list-style-type: none"> 中心商業・業務地 沿道型商業・業務地 近隣商業地
		工業系	<ul style="list-style-type: none"> 工業ゾーン
土地利用	農業的		<ul style="list-style-type: none"> 農業ゾーン 環境保全ゾーン
土地利用	拠点の		<ul style="list-style-type: none"> 健康・福祉・医療拠点 複合交流拠点 産業集積拠点
都市計画道路			<ul style="list-style-type: none"> 4車線 2車線 2車線 (構想)

整備プログラム

■都市的土地利用

既成市街地の中で、三島駅周辺のように土地利用の増進を図るべき地域や、区画道路が不十分で、都市計画道路の整備とともに生活環境の向上を図る必要のある地域、また、住宅地の拡大や新拠点形成のために新たに市街地の形成を図る必要のある地域は、市街地再開発事業、民間開発などにより整備を進めます。

中心市街地の住居系地区で、区画道路などの不足や住宅の密集により住環境が劣っている地区は、防災面からも、良好な住宅地の形成を図ります。

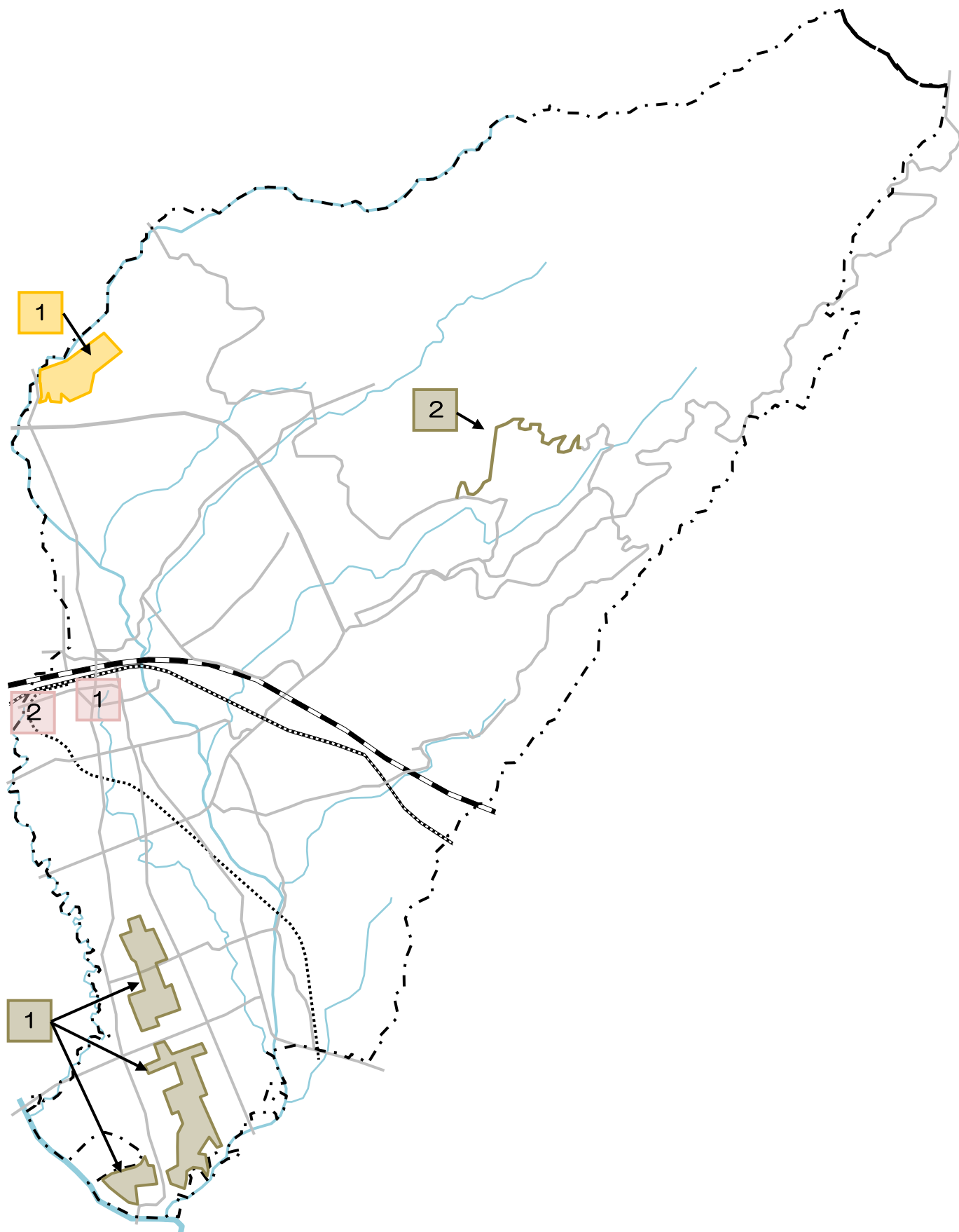
また、人口の流出や高齢化が進んでいる中心市街地の商業系地区は、建物の共同化を促進し、空地や広場などの確保を進めることにより、住環境の向上と都心居住の推進を図ります。

	頁参照	プログラム	期 間		方 針
			~H22	H23~H32	
土地区画整理 事業想定地区					
新市街地	1	萩土地区画整理事業			萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る
市街地再開発事業 想定地区	1	三島駅南口（東街区）市街地再開発事業			富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する
	2	三島駅南口（西街区）市街地再開発事業			東街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する

■自然的・農業的土地利用

	頁参照	プログラム	期 間		方 針
			~H22	H23~H32	
農業基盤整備 想定地区	1	県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）			区画整理により農地の集積を図るとともに、用排水の分離を図る
	2	県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）			農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る

整備プログラム配置図



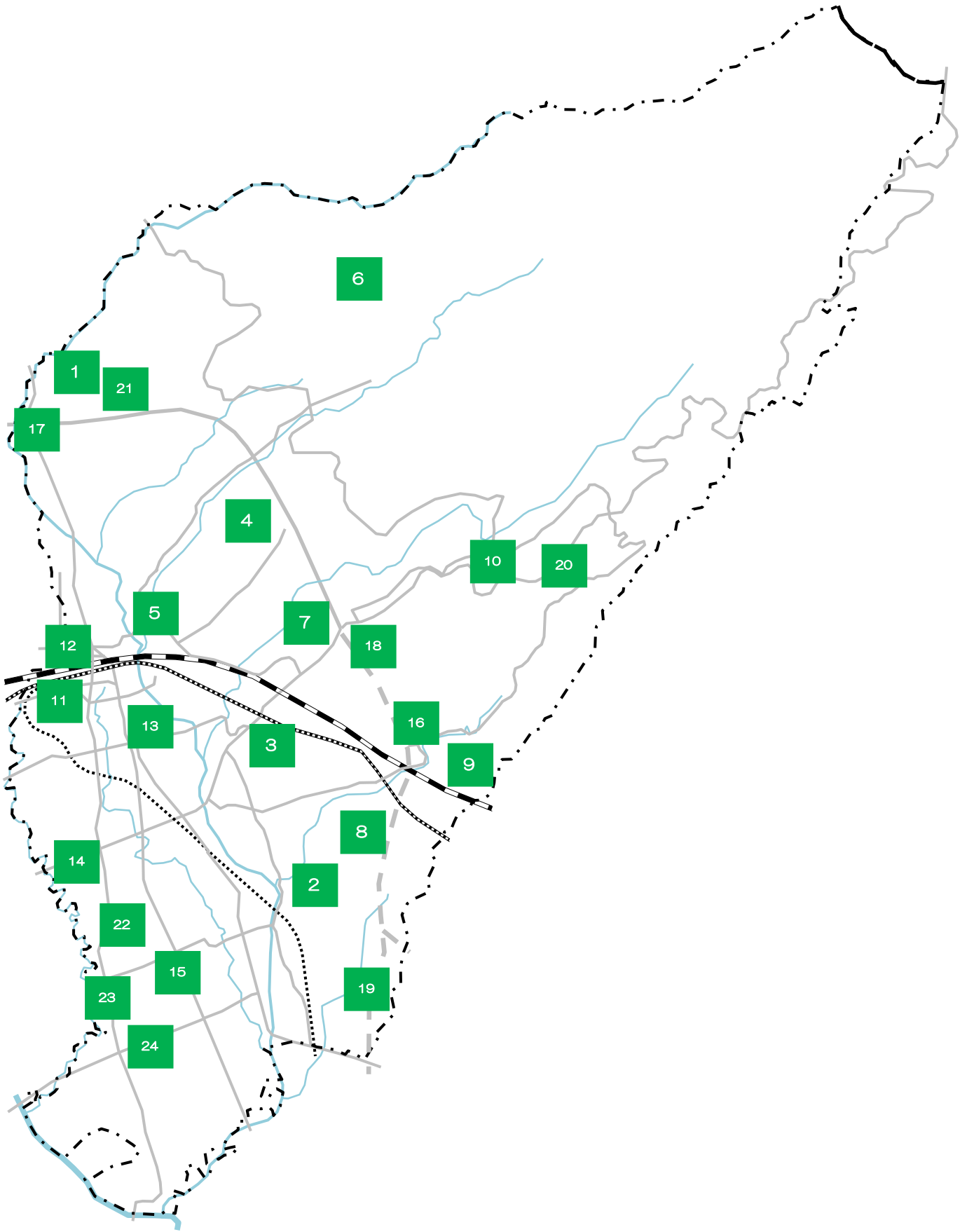
誘導プログラム

■地区計画※導入想定地区

	頁参照	プログラム	期 間		方 針
			～H22	H23～H32	
大規模開発住宅地	1	仮) 萩北地区計画			良好な住環境を創出していく。
小規模開発住宅地	2	仮) 北沢地区計画			鉱さい処理終了後に導入していく。
既存住宅地保全地区	3	仮) 谷田小山台地区計画			現在の住環境を保全していく。
	4	仮) 富士見台地区計画			現在の住環境を保全していく。
	5	仮) 東春町田地区計画			現在の住環境を保全していく。
	6	仮) 佐野見晴台地区計画			現在の住環境を保全していく。
	7	仮) 三恵台地区計画			現在の住環境を保全していく。
	8	仮) 錦が丘地区計画			現在の住環境を保全していく。
	9	仮) パサディナタウン地区計画			現在の住環境を保全していく。
既存住宅地等改善地区	10	仮) 坂地区計画			既存集落の活力維持と定住対策を行っていく。
中心商業・業務地形成地区	11	三島駅南口周辺地区計画 (整備方針は都市計画決定済)			南口周辺の整備に合わせて地区整備計画を導入していく。
	12	三島駅北口周辺地区計画			高次な都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図っていく。
	13	仮) 三嶋大社周辺地区計画			門前町にふさわしい景観を形成していく。
沿道型商業・業務地形成地区	14	仮) 国道1号沿線地区計画			沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。
	15	仮) 国道136号沿線地区計画			沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。
健康・福祉・医療拠点形成地区	16	仮) 玉沢インターチェンジ周辺地区計画			健康・福祉・医療施設やファルマハレープロジェクト形成の推進を図る研究施設などを適正に配置していく。
複合交流拠点形成地区	17	仮) 萩インターチェンジ周辺地区計画			地域の核となるような商業施設や文化・情報などのコミュニティ施設、医療施設などの立地を誘導していく。
	18	仮) 塚原インターチェンジ周辺地区計画			流通業務、観光・レクリエーションなどを主体とする開発を適正に誘導していく。
	19	仮) 大場・函南インターチェンジ周辺地区計画			流通業務施設や沿道サービス施設、工場、研究施設などを適正に誘導していく。
産業集積拠点形成地区	20	仮) 三ツ谷産業集積地区計画			流通業務施設や研究施設、工場などの立地を適正に誘導していく。
	21	仮) 東駿河湾環状道路周辺・徳倉地先地区計画			自然環境を保全しつつ工場や研究施設などの開発を適正に誘導していく。
	22	仮) 西間門新谷線沿線地区計画			流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。
	23	仮) 三島静浦港線沿線地区計画			流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。
	24	仮) 清水函南停車場線沿線地区計画			流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。

※ このほか、都市計画提案制度により提案された地区計画の導入を図ることもあります。

誘導プログラム配置図



2) 都市施設基本計画

都市計画道路等

道路は人や物の通り道として交通混雑や渋滞の解消ばかりでなく、街路樹などの環境面や幅員の広い歩道の設置によるにぎわいの創出、高度情報化社会に対応した電話線やケーブルの埋設、災害時の避難路や緊急物資の輸送路としての役割など様々な機能を持っています。

本市は戦災に遭わなかったことなどから、昔からの道路が市街地の骨格を成し、このような道路に張り付くように市街地が形成されています。また、東海道本線、東海道新幹線、伊豆箱根鉄道駿豆線が接続する交通結節点でもあります。

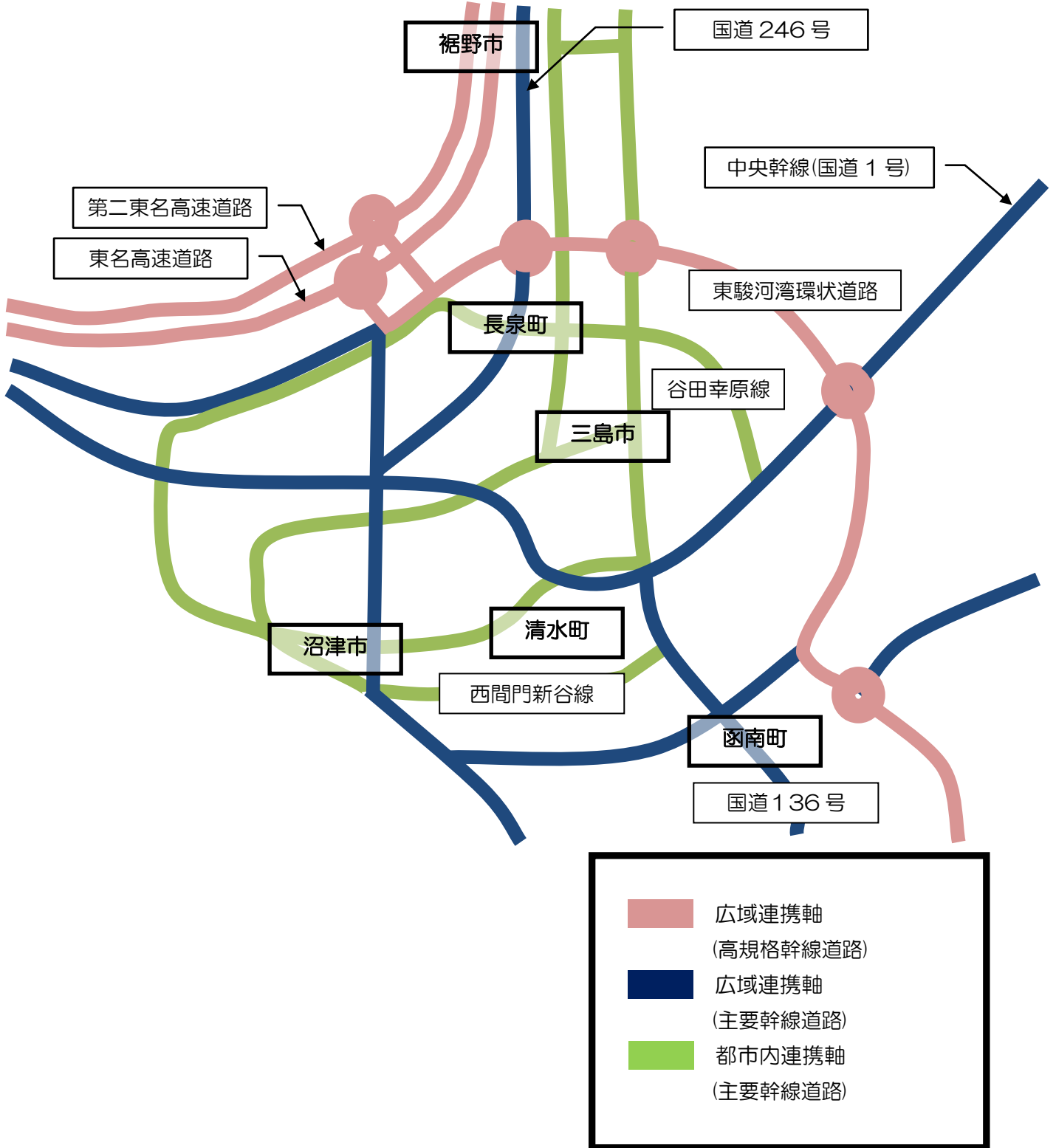
円滑な都市活動を図るため、本市を含む東駿河湾都市圏（6市4町）では、平成16年度から18年度にかけて「パーソントリップ調査」の見直しを行い、東駿河湾都市圏総合都市交通計画を策定しました。

この調査結果と、平成23年度以降に実施する都市計画道路の必要性再検証の結果を踏まえ、交通ネットワーク及び将来都市構造における都市軸の機能強化に努めていくとともに、本市の特色である湧水と水辺の緑、歴史と文化の香るまち並みを維持した交通環境の育成を図っていきます。

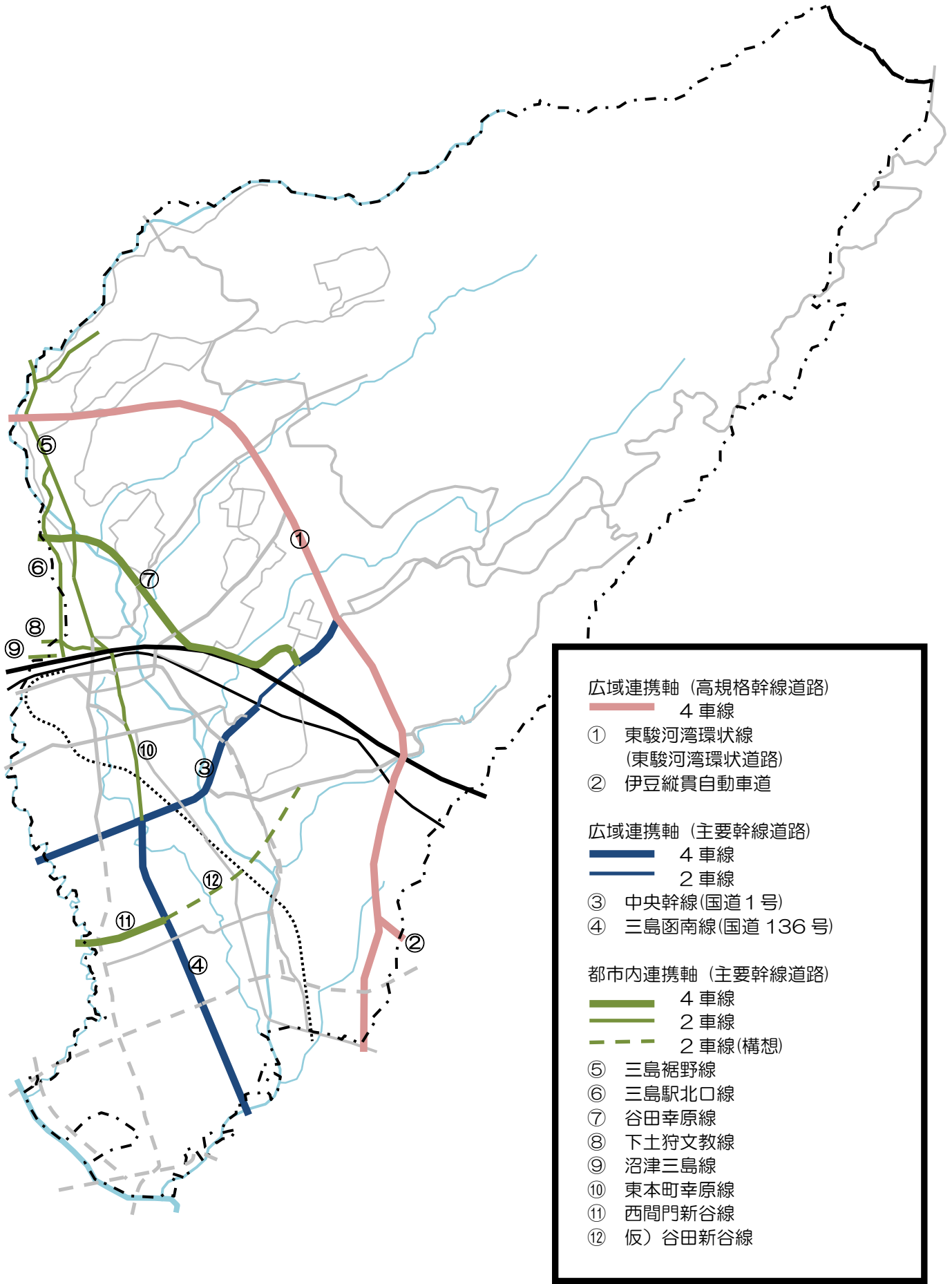
■ 基本方針

交通軸	広域連携軸	高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したもの	東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道
	都市内連携軸	主要幹線道路	広域主要幹線道路	都市圏※の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路
都市内主要幹線道路			都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路	谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線
その他		幹線道路	都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路	小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、(仮) 錦田大場線、(仮) 梅名大場線、(仮) 梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線
		補助幹線道路	都市内において、地区の外郭を形成する道路	上記以外の都市計画道路
		生活道路	市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実に努めます。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。	

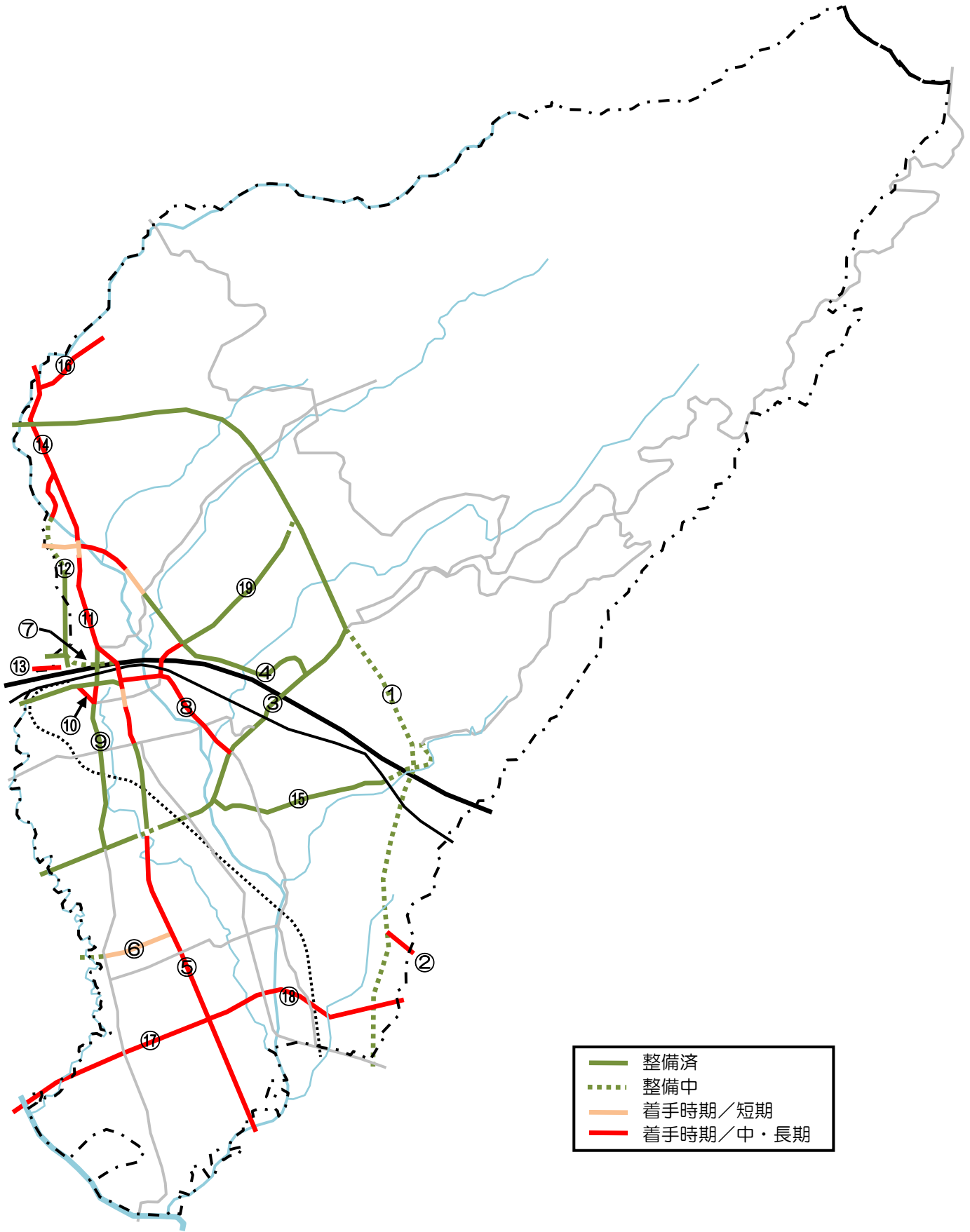
■ 広域交通ネットワークの考え方(作成途中)



■ 三島市における交通ネットワーク



■ 整備方針・整備プログラム



頁参照	プログラム	期 間		方 針
		～H22	H23～H32	
①	1・4・1 3・1・55 3・2・54 東駿河湾環状線（事業中）			東名高速道路、第二東名高速道路や伊豆方面などの、広域から集中・発生する交通を都市圏の外側で受け持つ
②	1・4・3 伊豆縦貫自動車道			伊豆半島の南北軸として整備を図る
③	3・2・1 中央幹線（事業中）			市街地に集中・発生する交通を処理するとともに、周辺市町に伸びる連絡道路として整備を図る
④	3・3・7 谷田幸原線（事業中）			市街地に集中・発生する交通を処理し、交通環境の改善を図る
⑤	3・3・60 三島函南線（事業中）			田方地域への骨格道路として、交通環境の改善と沿道景観の誘導を図る
⑥	3・4・11 西間門新谷線（事業中）			市街地の骨格を形成する道路として、清水町と体系的に整備を図る
⑦	3・4・67 下土狩文教線（事業中）			市街地の骨格を形成する道路として、長泉町と体系的に整備を図る
⑧	3・4・27 小山三軒家線			三島駅南口にアクセスする幹線道路として整備を図る
⑨	3・5・38 南町文教線			市街地の南北幹線道路として整備する
⑩	3・5・39 三島駅前通り線			三島駅南口へのアクセスする幹線道路として整備を図る
⑪	3・4・30 東本町幸原線			市街地南北の主軸として、また、市街地に集中・発生する交通を処理する道路として整備を図る
⑫	3・4・45 3・4・69 三島駅北口線（事業中）			三島駅北口にアクセスし、公共交通などの利便性を高めるため整備を図る
⑬	3・3・10 沼津三島線			三島駅北口にアクセスする広域圏の東西軸として整備を図る
⑭	3・4・64 三島裾野線（事業中）			本市の北部地域と裾野市とを結ぶ都市間連絡道路として整備を図る
⑮	3・5・53 谷田玉沢線（事業中）			市街地の骨格道路から東駿河湾環状線にアクセスする連絡道路として整備を図る
⑯	3・4・65 萩末広山線			三島裾野線と萩土地区画整理事業区域内を結ぶ補助幹線道路として整備を図る
⑰	仮）梅名徳倉線			本市と清水町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る
⑱	仮）梅名大場線			東駿河湾環状線にアクセスする道路として、また、本市と函南町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る
⑲	3・4・31 祇園原線（事業中）			東駿河湾環状線にアクセスする道路として整備を図る 小山三軒家線との接続部の整備を図る

公共交通

鉄道

■ 基本方針

本市には、JR東海道新幹線、JR東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の3路線があります。

JR三島駅は、静岡県東部地域の交通の要衝、富士・箱根・伊豆の観光の玄関口、北駿地域に広がる企業・研究所、富士山麓先端健康産業の集積構想における広域交流拠点として、ますます重要性が増しています。

このため、三島駅の南と北の都市機能を有機的に結び、駅利用者の利便性の向上、南北地域の交流による駅周辺のぎわいの創出とさらなる地域活性化を図るため、JR三島駅の南北自由通路の整備を推進していきます。

また、三島市移動等円滑化基本構想に基づき、駅舎等の一層のバリアフリー化を進めるなど、市民が利用しやすい公共交通機関としての整備を促進していきます。

バス

■ 基本方針

現在、静岡県内の乗合バス輸送人員は、ピーク時の昭和43年度と比較して、約4分の1の水準にまで減少しており、乗合バス事業者による不採算バス路線からの撤退が更に進むことが懸念されています。

今後は、高齢化の進展により交通弱者が増加し、とりわけ日常生活の「足」としてのバス利用に対するニーズが高まることが予想されます。

このため、誰もが快適に移動できるようバス機能の充実と生活交通バス路線を維持するための広域的な検討体制づくりを進め、効果的な施策の推進を図るとともに、公共交通の空白地域の解消を図るため、引き続きコミュニティバスの導入を推進します。

バス会社が実施するもの	自治体が発実施するもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約バスの運行強化 ● バス路線網の再検討 ● 相互乗り入れ制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路改良ーバスベいの整備 ● 駅前広場の整備 ● 道路右折帯の改良
<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道とバス路線の有機的な連携方策の検討 (ルール&バスライド) 	

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
バスベいの整備			道路改良と合わせて整備を進める

駐車場

■ 基本方針

駐車場需要の多い三島駅周辺、大通り商店街沿道、三嶋大社周辺は、路上駐車やうろつき交通が多く、また道路の幅員も狭いことから車の走行性や歩行者等の安全性を著しく低下させています。

このため、駐車場整備地区の指定附置義務駐車場条例の制定などにより、駐車場の整備拡充に努めるとともに、観光客の集客にあたり大きな課題となっている観光バス等の駐車スペース確保策として、郊外に駐車場等施設を設置し、中心市街地への移動拠点として活用する方法も検討していきます。

なお、中心市街地の既存駐車場は、来訪者が利用しやすいシステムへ変更するなど、利用促進を図ります。

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
駐車場整備地区の指定			第1期として三島駅周辺を指定する
附置義務駐車場条例の制定			第1期として三島駅周辺を対象とする
仮) 三島駅南口駐車場			仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する

自転車駐車場

■ 基本方針

三島駅や三島広小路駅などの主要駅周辺の自転車放置禁止区域の拡大を図ります。

また、通勤・通学者や市内の観光施設、せせらぎ回遊ルートなどを訪れる人々の利便性を高めるため導入しているレンタサイクルシステムを今後も継続していくとともに、自転車専用レーンの設置に努めます。

■ 整備・誘導プログラム

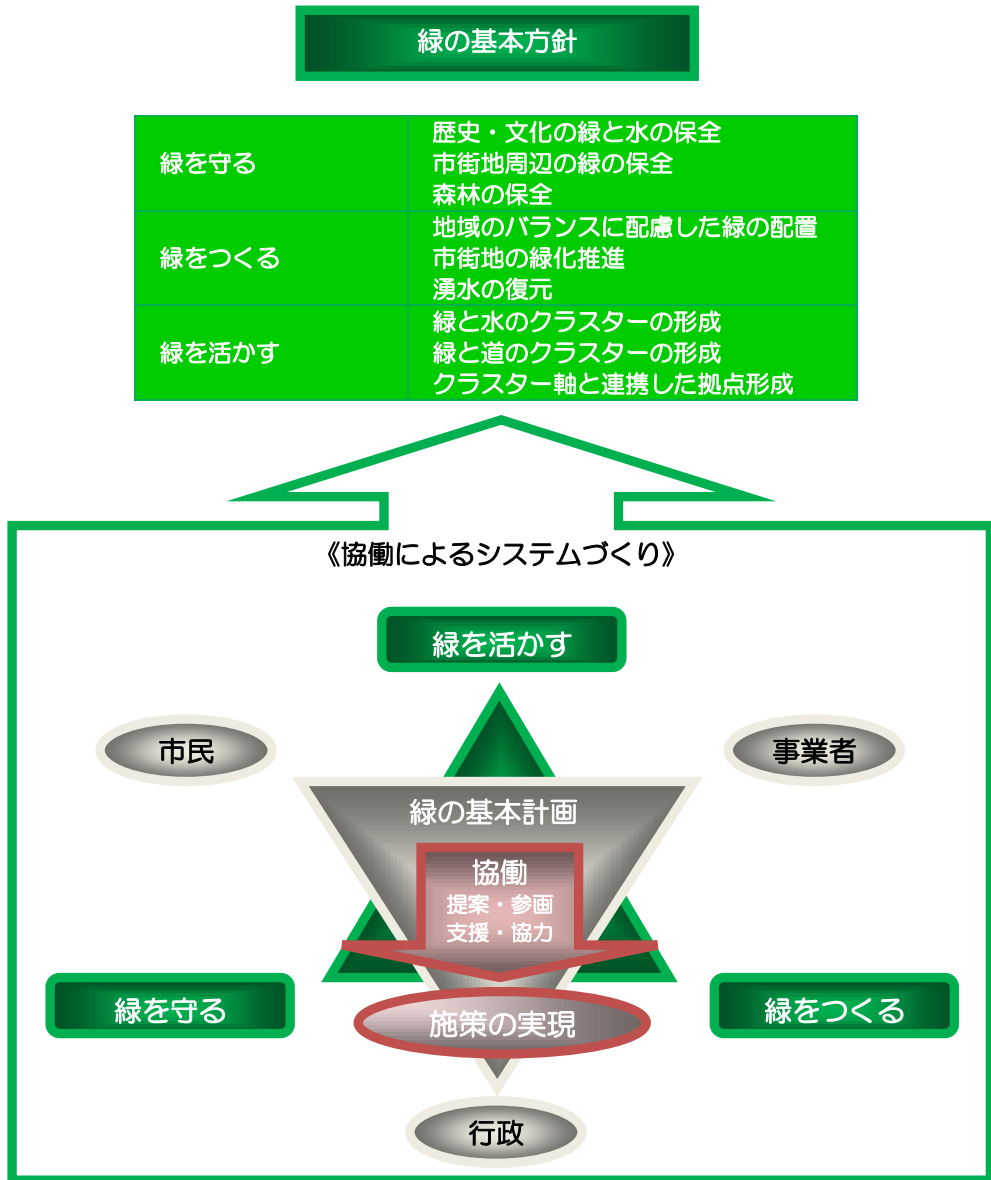
プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
駐輪場の拡充			三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る
放置禁止区域の拡大			条例で位置付ける

公園・緑地

■ 基本方針

都市公園の整備状況を全国平均に近づけるため、緑の基本計画に基づき適正な公園整備を推進するとともに、公共の未利用地等を活用しポケットパークなどのポイント的な緑を積極的に整備するとともに、公園内の既存施設の再整備による公園機能の充実も図っていきます。

また、本市の象徴でもある湧水と水辺の緑、箱根西麓の緑地や、市街地に残された貴重な緑の保全及び活用並びにそれらを結ぶ緑道の整備を進めていきます。そのためには市民・事業者・行政の協働による取り組みが必要なことから、協働によるシステムづくりのための地域の各種団体、NPO団体等とのパートナーシップの形成や市民の積極的な参画の仕組みづくりなどを図っていきます。



■緑の確保の方針図



(三島市緑の基本計画(平成15年3月)より)

■ 計画目標

基本方針を実現するため、以下の計画目標を設定して公園や緑の確保を図ります。

●都市計画区域に対して約53%の緑地を確保する。

市民が健康で快適な生活を営むために、都市計画区域に対し約53%の緑地を確保します。

●拠点となる公園や歩いて概ね5分以内に行ける身近な公園を整備する。

市民の憩いの場や災害時の避難場所となる身近な公園を整備していきます。

また、錦田地区、中郷地区などの、公園未整備地区への公園整備を検討していきます。

●概ね10㎡/人の都市公園の面積を確保する。

身近な公園の適正な配置を進めるため、都市公園については一人当たり約10㎡の面積を確保します。

■ 都市公園の整備方針

整備目標

既に公園として機能があるものの都市公園として位置付けのないものは、都市公園として位置付け、都市計画決定していくほか、新たに宅地開発などに伴う公園・緑地の確保や、既存公園の再整備に努めます。また、需要に合わせて墓園の機能の拡充を図ります。

整備方針

公園等の種別		設置目的	現況 (平成21年)	整備目標 (平成32年)
街	区	公園	街区内の居住者が利用する公園	55箇所
近	隣	公園	近隣の居住者が利用する公園	3箇所
総	合	公園	市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園	1箇所
特殊公園	(1) 風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園	1箇所	3箇所
	(2) 歴史公園	文化的若しくは歴史的な意義を有する公園	—	2箇所
墓	園	墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設	1箇所	1箇所

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
仮) 史跡向山古墳群公園			向山古墳群とその周辺を古墳公園として整備する
嫁ヶ久保公園			萩土地区画整理事業で整備する
子供の森公園			自然環境を活用した公園としての機能充実を図る
楽寿園			楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる公園として再整備する
白滝公園			修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る
仮) 温水池公園			都市公園として位置付ける
仮) 史跡山中城跡公園			都市公園として位置付ける
長伏公園			スポーツ施設の再整備をする
三島墓園			機能の拡充を図る

下水道

■ 基本方針

公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備の目標年次を平成 32 年度と定め、単独公共下水道と流域関連公共下水道の二つの処理区で事業を進めていきます。

また、今後予想される人口減少を見据えた下水道区域の設定や、郊外の大規模開発住宅地等を含めた地区での他の汚水処理方法を検討するとともに、下水道施設の予防保全的な管理を実施するための下水道長寿命化計画を策定し、周辺環境に配慮した適正で効率的な下水道事業を進めます。

■ 整備目標

単独公共下水道

昭和 51 年度の供用開始以来、下水道管及び汚水処理施設の整備を進めており、中郷地区の住宅密集地を中心に、引き続き整備を進めていきます。

流域関連公共下水道

3市2町による広域下水道における三島市内での整備事業として、北沢・多呂・大場地区を除く大場川の東側地区について平成2年より整備を進めてきており、今後も引き続き整備を進めていきます。

終末処理場

機能停止につながる事故や故障を未然に防ぎ、老朽化した処理施設の更新工事を順次行うとともに、新たに導入する機械類は省エネタイプのものとし、効率的な運転管理により、維持管理経費の縮減を図っていきます。

その他供給処理施設

上水道

本市の水道事業の現状を分析・評価し、目指すべき将来像を実現するための具体的な方策を示した「三島市水道ビジョン」に基づく事業の推進を図ります。

ごみ焼却場及びごみ処理施設

近年の生活様式の多様化に伴い、ごみ質の変化やごみ排出量の増加により、その処理は複雑さを増し、大きな課題となっています。そのため、「一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を推進し、ごみの排出抑制・資源化の啓発を図るとともに、適正処理に努めます。

また、年々老朽化するごみ焼却処理施設等の計画的な点検を行い、適切な施設の更新や修繕を実施し、環境基準に適合する安定した施設の稼働を図るとともに、新たな処理施設、処分場のあり方について、調査・研究します。

無電柱化の推進

「安全で快適な歩行者空間の確保」「都市景観の向上」「安定したライフラインの実現」「情報通信ネットワークの信頼性向上」などを目的として、市街地を中心に電線共同溝等の地中化による無電柱化を図ります。

なお、地中化が困難な路線にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等地中化以外の整備手法も含め推進します。

文教施設

学校教育施設（幼稚園・小中学校）

施設の整備を計画的に行うとともに、少子化に対応した教育施設の有効活用方を検討していきます。また、幼稚園については国の幼保一体化（幼保一元化）等の動きに対応し、保育所との相互連携を検討していきます。

社会教育施設

生涯学習や文化活動の中核となる、生涯学習センターや市民文化会館、図書館及び地域コミュニティ施設である公民館や、青少年の教育施設としての少年自然の家などの機能の充実と利用促進を図ります。また、高齢者のスポーツ参加など市民ニーズの多様化に対応したスポーツ施設の整備拡充や、市民体育館、温水プール、人工芝グラウンド、野球場、ソフトボール場などの既存施設の利用促進を図るとともに、総合運動場の設置を検討します。

文化財や郷土の歴史資源を保存・管理し、郷土を学ぶ郷土資料館の移転改築を推進します。

医療・社会福祉施設

健康・医療施設等

当面は、健康・福祉・医療拠点として位置付けられている三島社会保険病院や静岡県総合健康センターへのアクセス道路を優先的に整備することで、利便性の向上を図り、地域医療の水準を維持していきます。

子育て支援施設（保育所・放課後児童クラブ・子育て支援センター等）

女性の社会参画の促進という面からも必要な施設であることから、実情に即した施設数を保持しつつ、乳幼児保育、学童保育、子育て支援、療育支援等の充実を図ります。また、保育所については国の幼保一体化（幼保一元化）等の動きに対応し、幼稚園との相互連携を検討していきます。

高齢者福祉施設及び障害者福祉施設

「地域福祉計画」、「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画」などにより、民間を含めた福祉施設の充実を支援します。

また、市街地の空店舗等を活用した複合型福祉サービス提供事業者の育成をめざします。

観光・文化施設

箱根西麓

地域の貴重な文化財である箱根旧街道・山中城跡などの歴史資産や箱根西麓三島野菜等の農畜産物を活用し、農商工連携のもと地域づくりを進めます。

中心市街地

商店街の取り組みによる誘客のほか、三嶋大社や楽寿園、中心市街地を流れる湧水など、全国に誇りうる歴史的・文化的・自然的資産の保存・活用や、市民文化会館、生涯学習センター、楽寿園などの施設を活用した文化活動を支援します。

その他施設

官公庁施設

官公庁施設は、公共交通機関を利用して市民が歩いていける市街地へ配置し、市民が集まり、交流するにぎわいのあるまちづくりに役立てていきます。

また、市役所やその他官公庁施設と生涯学習センターなどの社会教育施設、社会福祉施設とを有機的に結びつけて、公共ゾーンを形成します。

新市庁舎

現庁舎は、本館や別館などに分散化されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱え、施設の老朽化が進むなか、新庁舎の建設を含めて検討・研究を進めることが求められています。このため、新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。

その他官公庁施設

三島駅北口周辺などに分散している官公庁施設の集積を核に民間建築物と総合的かつ一体的となった整備を進め、高次都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図ります。

3) 都市環境基本計画

市街地に湧き出る湧水や樹林など、本市には優れた自然資産があります。

しかし、戦後の都市化の進展や工場の地下水のくみ上げなどにより、昭和 30 年代後半から湧水量は減少し続けており、流域全体の深刻な社会問題になっています。

湧水の保全是、広域的な協力なくしては解決が難しい問題ではありますが、これらの資産を守り育てながら、地球規模の環境問題も展望した環境対策を進めるために、本市は、率先して地域でできることから模範を示す、自然環境と共生した環境共生都市（エコシティ）を目指します。

水循環システムの改善と湧水の保全

■ 基本方針

「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を将来都市像に掲げる本市にとって、湧水の復活は最も重要な課題の一つです。

また、柿田川や市内に湧き出る湧水は、地域の重要な環境資源として、流域全体で保全を図っていく必要があります。

しかし、流域の急激な宅地化、森林や農地の減少、道路の舗装などにより地下への雨水浸透が減り、河川に流れ込む表面流出量が増加し、治水対策面からも大きな問題となっています。

本市では、先の大場川の災害を教訓にして、公共施設に雨水流出抑制施設などの整備を進めていますが、流域全体で湧水の復活にも寄与する総合的な水循環システムの改善を図るために、雨水の地下浸透施設や流出抑制施設の整備を積極的に促進し、地域の共有する貴重な環境資源の保全に努めます。

また、流域のほとんどの市や町が水道水源を地下水に頼っていることや、多くの工場が工業用水を地下水に依存していることなどから、地下水の揚水量の削減・再利用や節水、雨水の利用、水源の森づくりなどにより地下水の保全と湧水の復活に努めます。

雨 水 利 用

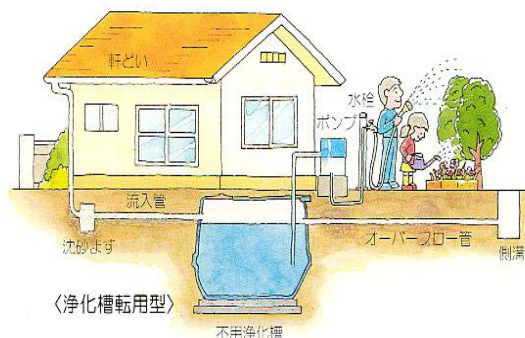
雨水浸透・貯留施設の設置推進

- 公共施設（建築物や公園地下など）には、雨水浸透・貯留槽を設け、雨水を洗浄水や散水、防火用水などとして活用するとともに、雨水の地下浸透を図ります。
- 道路側溝や歩道、駐車場などへ透水性舗装や浸透性U字溝の設置を促進します。



不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転換

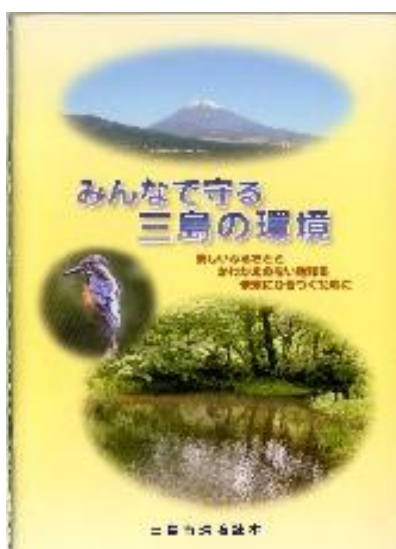
- 下水道への切り替えなどにより不要となった浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨水の流出抑制や水道水（地下水）の節減に努めます。



地下水保全	湧水の保全と地下水のかん養を図るため、右記のような施策を推進します。	広域の取り組み	三島市の取り組み
		<ul style="list-style-type: none"> ● 県の条例化による地下水のくみ上げ量の規制の検討 ● ボランティアによる広葉樹の植林 ● 地下水に代わる代替水源の調査・研究 ● 工業用水の再利用促進による節水 	<ul style="list-style-type: none"> ● 湧水復活に向けた市民と行政の協働による地下水保全活動 ● 生活用水の節水（全国平均並みに） ● 節水コマなどの節水機器の設置促進による節水 ● 水に関するイベントなどの開催による節水意識の高揚 ● 地域の環境資源を守るための子ども達への環境教育の実施 ● 森の小さなダムづくり ● 第2工業水道の必要性の検討

～地下水保全に関する三島市の取り組み～

●小学生環境読本の作成と配布



「三島市環境読本 ～みんなを守る三島の環境～」
(平成 15 年度に全面改正)

●森の小さなダムづくり



中学生環境リーダー研修（2010 年度）より

工場排水などの 水質の規制	水質の規制	合併処理浄化槽の設置
	工場や一般家庭からの排水水質基準の強化（総量及び水質の規制）を行い、河川の水質改善に努めるとともに、せせらぎに導入できる水の確保に努めます。	公共下水道事業認可区域外の一般家庭に対しては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
中心部の湧水河川	中心部を流れる湧水を水源とした河川は、親水性やテーマを重視した回遊ルートの維持管理に努め、魅力ある景観の形成に努めます。	
その他河川	河川整備計画への住民参加を位置付けた改正河川法に基づき、水辺の親水性を重視した遊歩道の整備などを進めるとともに、生態系に配慮した河川整備を図ります。 また、水害防止のため、山間地における河川の水路整備工事や砂防えん堤工事を促進するとともに、浸水区域の被害軽減対策を進めます。	

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
静岡県地下水の取水に関する条例の適正化地域への指定の検討			流域全体を県条例の指定地区とする
工業用水の再利用促進			工場に呼びかけ、再利用を促進する
節水コマの設置による節水意識の高揚			公共施設には重点的に設置し、節水意識の高揚を図る
雨水浸透施設・貯留施設の設置補助			公共施設を中心に設置を図るとともに、民間施設への設置も促進する
街中がせせらぎ事業			(短中期)回遊性のあるルート設定と整備(中長期)橋、水の仕掛け、休憩所などのスポット整備

循環型まちづくり

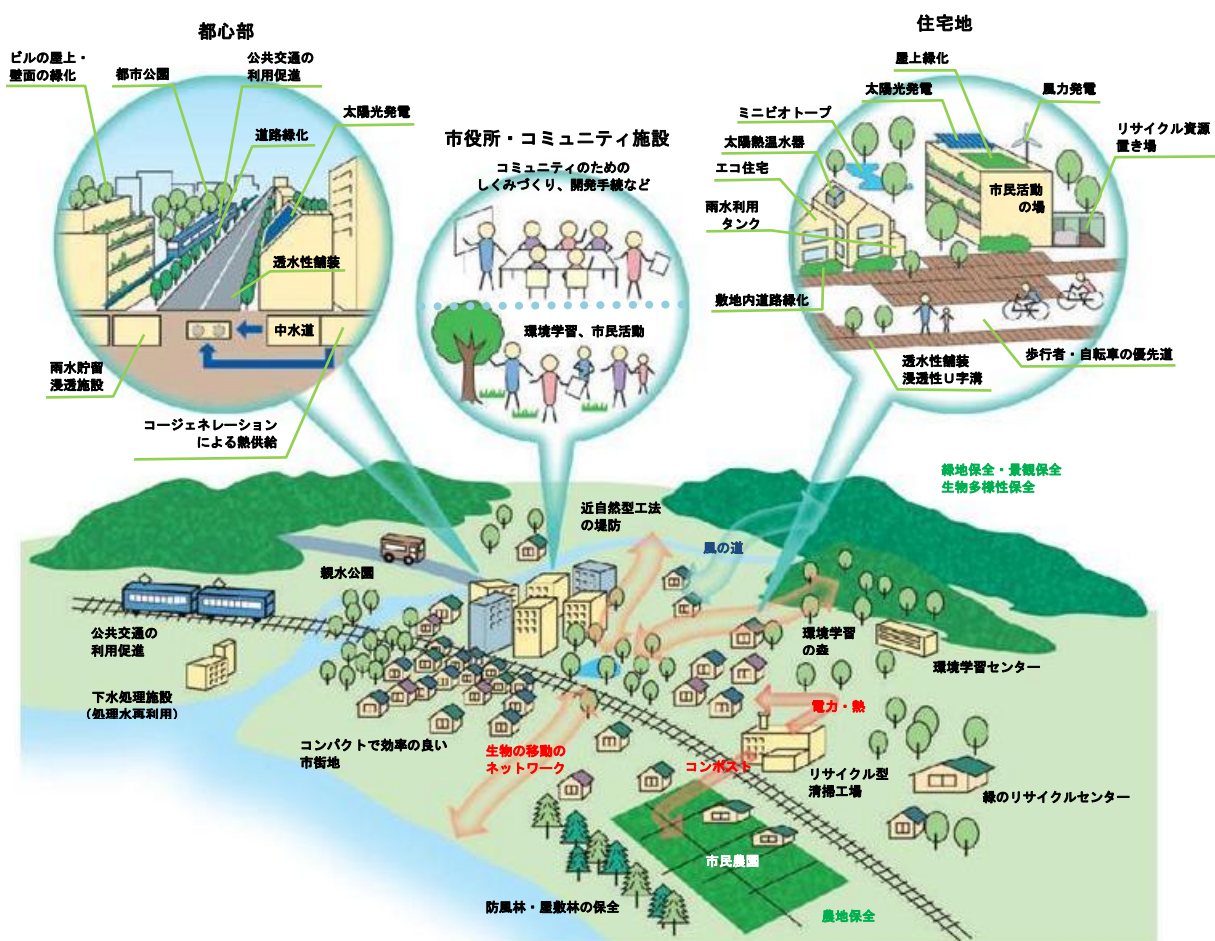
■ 基本方針

近代的な豊かさを求めるために、今まで私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄というシステムの中で生活をしてきたことから、環境汚染問題や廃棄物処理、地球温暖化など様々な歪みを生んでしまいました。

このような問題に対処するため、国は「第2次循環型社会形成推進計画」を策定し、推進していますが、本市においても、市民一人ひとりが自分達の役割と責務を認識し、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを進めていく必要があります。

このため、三島市環境基本条例の規定により策定された三島市環境基本計画に基づき、総合的な環境施策の推進に努めていきます。

【エコシティのイメージ図】



循環型社会の形成	<p>ごみの排出抑制や減量・資源化等各種施策に取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">減量・資源化の目標</p> <p>平成 23 年度までに、一人 1 日当たり排出量を 943g とし、リサイクル率を 24% まで向上させ、平成 30 年度まで上記数値を維持する</p> </div>	<p>ごみ減量・資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画の推進 ●生ごみの堆肥化等減量の推進 ●ごみ処理有料化の調査・検討 ●フリーマーケットの定期的な開催 ●放置・廃棄自転車のリペアー・リユースの推進 ●分別収集の細分化の検討 ●資源ごみ等の集団回収の促進 ●環境教育の推進 ●プレリサイクル運動・買物袋持参運動の推進 ●グリーン購入の推進 <p>ごみの適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ分別の徹底指導 ●ごみ収集の効率化 ●ごみ処理施設の計画的な更新・修繕 ●最終処分場の延命化対策 ●新たな処理施設、処分場の調査・研究 <p>環境衛生の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ポイ捨て・不法投棄防止運動の推進 ●不法投棄の監視強化策の検討 ●環境美化活動・防疫活動への支援
クリーンエネルギー	<p>地球温暖化をはじめとする環境問題や、地球資源の有限性の面から、環境にやさしいエネルギーを有効に活用し、持続可能な社会の実現に向け、右のような施策を推進します。</p>	<p>(1) 新エネルギー</p> <p>太陽光発電・太陽熱の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設への率先導入、住宅への導入支援 <p>風力発電の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設へ太陽光発電の機能も兼ね備えたハイブリッド街灯の率先導入 <p>バイオマスの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源であるバイオマスの利活用の調査・研究 <p>(2) 革新的なエネルギー高度利用技術</p> <p>天然ガスコージェネレーションの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オフィスビル、病院、ホテル、ショッピングセンターなど規模の大きな施設へ導入奨励 <p>燃料電池の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所への導入奨励、住宅への導入支援
終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ●処理過程から排出される下水汚泥をセメント原料などに再利用します。 	

■ 整備・誘導プログラム

次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。

プログラム	期 間		方 針
	～H22	H23～H32	
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する
住宅用太陽エネルギー設備 設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度
リサイクル・プレサイクルの 推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など

交通需要管理施策

■ 基本方針

地球規模の環境問題に対応するためにも、地球温暖化を招く化石燃料に依存した社会体質の改善が求められています。

また、公共事業を取り巻く財政上の制約から、道路整備に多くの投資をすることが難しくなっており、交通渋滞解消のためには、車の利用の仕方や生活の工夫によって自動車交通量を抑制する交通需要管理施策の推進が必要となっています。

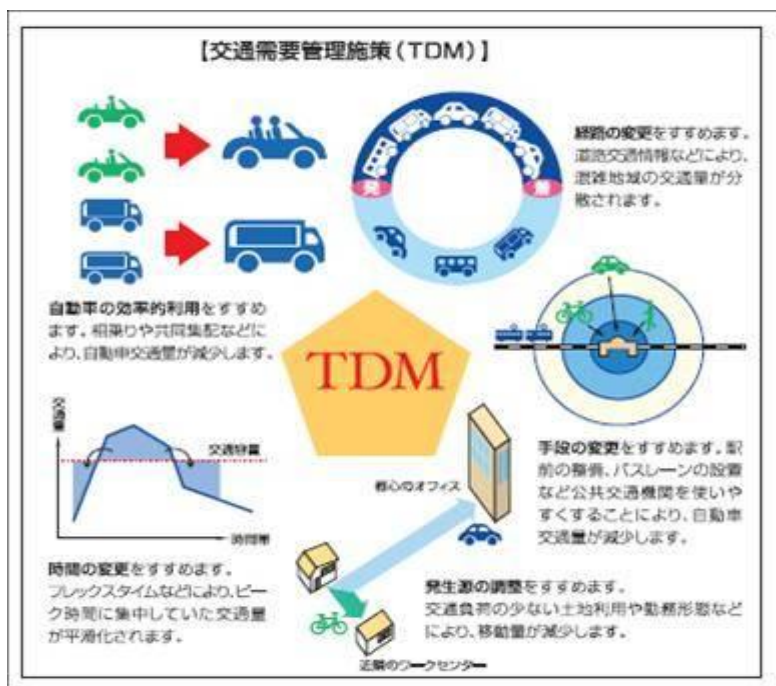
本市を含む駿東・田方地域は、県内でも特に道路整備が遅れている地域で、市民生活の利便性はもとより、防災面からの安全性や高齢者社会への対応面からも、道路網整備は積極的に進めますが、それと合わせて、自動車交通発生量の抑制と公共交通の利用促進を図るために、下記のような施策を推進し自動車騒音や大気環境の改善に努めます。

これらの施策は、近隣市町との広域的な取り組みにより効果があると思われます。まずは、本市からの情報発信として、地域住民や企業、道路管理者などによる施策検討組織（仮：交通システム研究会）を結成し、実現可能な施策を検討・推進していく必要があります。

また、中心市街地は、交通需要管理施策の一つであるゾーンシステムの導入を前提として、幹線道路網、公共交通の充実を図り、排気ガスや騒音対策などの環境面にも配慮した、「訪れたい・歩きたい・住みたいまち」の実現に努めます。

【想定する施策】

- フレックスタイムの導入
- 相乗り制度の実施
- 大規模駐車場を郊外部に配置して、そこからは公共交通（鉄道やバス）を利用するパーク・アンド・ライド駐車場整備の検討
- 自動車の乗り入れ規制区域の設定
- 自家用車からバスや鉄道、自転車へ利用転換の促進
- 車の共有化（カーシェアリング）
- ノーカーデーの実施



■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	～H22	H23～H32	
仮) 交通システム研究会の組織化			広域に情報発信できる組織の発足
ゾーンシステムの導入			幹線道路網の整備と合わせて導入する。

景 観

■ 基本方針

本市には、湧水・河川、公園・神社の緑、楽寿園、三嶋大社など他市に誇れる優れた資産があります。これらの資産を生かし、個性あふれる景観づくりを進めるためには、市民、事業者、建築に関する専門家などの参画のもと、景観形成を図っていく必要があります。

このため、景観形成に関する方針や景観づくりの体制などを位置付けるため平成 12 年に三島市都市景観条例を制定（平成 21 年に三島市景観条例に改正）し、平成 13 年度には全体的な景観形成の目標や方向性、また、具体の施策や活動に関する指針となる三島市都市景観形成基本計画を策定しました。

その後平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことから、平成 18 年には景観行政団体となり、景観形成基本計画の見直しを行なうなどして、平成 21 年 3 月には景観形成の実施計画書となる「三島市景観計画」を策定しました。

今後はこの景観計画などに基づき、景観重点整備地区や眺望地点、景観重要樹木などの指定を推進していくことにより、三島らしい個性豊かな景観づくりに努めていきます。

また、景観計画区域内の大規模建築物等について、届出・指導・勧告などによる規制を行い、良好な景観形成を誘導していきます。

～三島市の景観重点整備地区～



源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区



白滝公園・桜川地区



大通り地区



芝町通り地区

■ 整備・誘導プログラム

景観計画に基づき景観重点整備地区や眺望地点、景観重要樹木等の指定を進め、本市の豊かな自然及び文化的・歴史的資産を保全・育成し、優れたまち並みの整備を進めていきます。

プログラム	期 間		方 針
	～H22	H23～H32	
大規模建築物等の行為の制限			新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう
景観重要樹木等の指定			景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全
重点整備地区の指定			建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用

緑地の保全と緑化の推進・生物多様性の保全

■ 基本方針

緑地の保全と緑化の推進	箱根西麓	<p>市域の三分の二を占める箱根西麓の樹林地は、市民憩いの森として将来にわたり保全していく必要があるため、右のような施策のもと、緑地の保全や緑化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水源かん養機能向上を図るため、間伐を促進し、森林の健全化を図ります。 ●中腹から山頂にかけての区域で、保安林、自然公園、農振農用地などの法的な規制のない地域については、条例などにより緑地として保全・整備を図るとともに、市民ボランティアにより、接待茶屋跡地周辺の森の森林整備等を進め広葉樹林化を図ります。 ●丘陵地や農耕地、集落の周辺に残されている里山の保全を図ります。 ●箱根の里を中心とした樹林地を公園化に向けて検討していきます。 ●市民の協力により植樹を推進します。 ●遊休農地などを利用した、花のある美しい景観を創出していきます。
	市街地	<p>楽寿園、三嶋大社などの市を代表する歴史的、文化的価値のある緑を中心に市街地に広がる貴重な緑を守り育てていくため、右の施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や広場、街路などの緑化については、地域のシンボルとなる樹木を積極的に植えるとともに、巨樹や名木の保護を図ります。 ●水辺・緑地と歴史的な施設をクラスター軸で結び、回遊性を高めます。 ●三嶋大社や楽寿園に隣接する民有地の樹林地を将来わたり、残す緑として、その保全方策を検討します。 ●緑地協定や緑化地域制度を活用し、市街地の緑の保全や緑化推進に努めます。 ●生け垣づくり推進事業や屋上緑化、壁面緑化推進事業など補助制度を活用した市街地の緑化を促進します。 ●花いっぱいのみち並みづくりを推進します。
	市街地周辺	<p>箱根西麓と市街化区域が接する市街化調整区域は、良好な自然環境を備えた市街地形成のために、右の施策を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●風致地区の指定
生物多様性の保全	<p>わたしたちの暮らしを支える多様な生物の生息・生育環境である豊かな自然を保全・再生・創造するため、本市の自然的社会的条件と調和した施策を推進していきます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●三島市自然環境基礎調査などの情報提供を行い、生物多様性の保全の啓発に努めます。 ●市民・事業者の生物多様性への意識や理解を促進するとともに、多様な活動を支援します。 ●生物多様性に配慮したまちづくりを推進します。

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	～H22	H23～H32	
緑地協定の締結や風致地区の指定の検討			良好な自然環境を備えた市街地の形成のために配置する
市民緑化の推進			屋上緑化、壁面緑化、生け垣づくり補助制度などの継続・拡充
市街地に残された貴重な緑の保全			巨樹・名木の保護

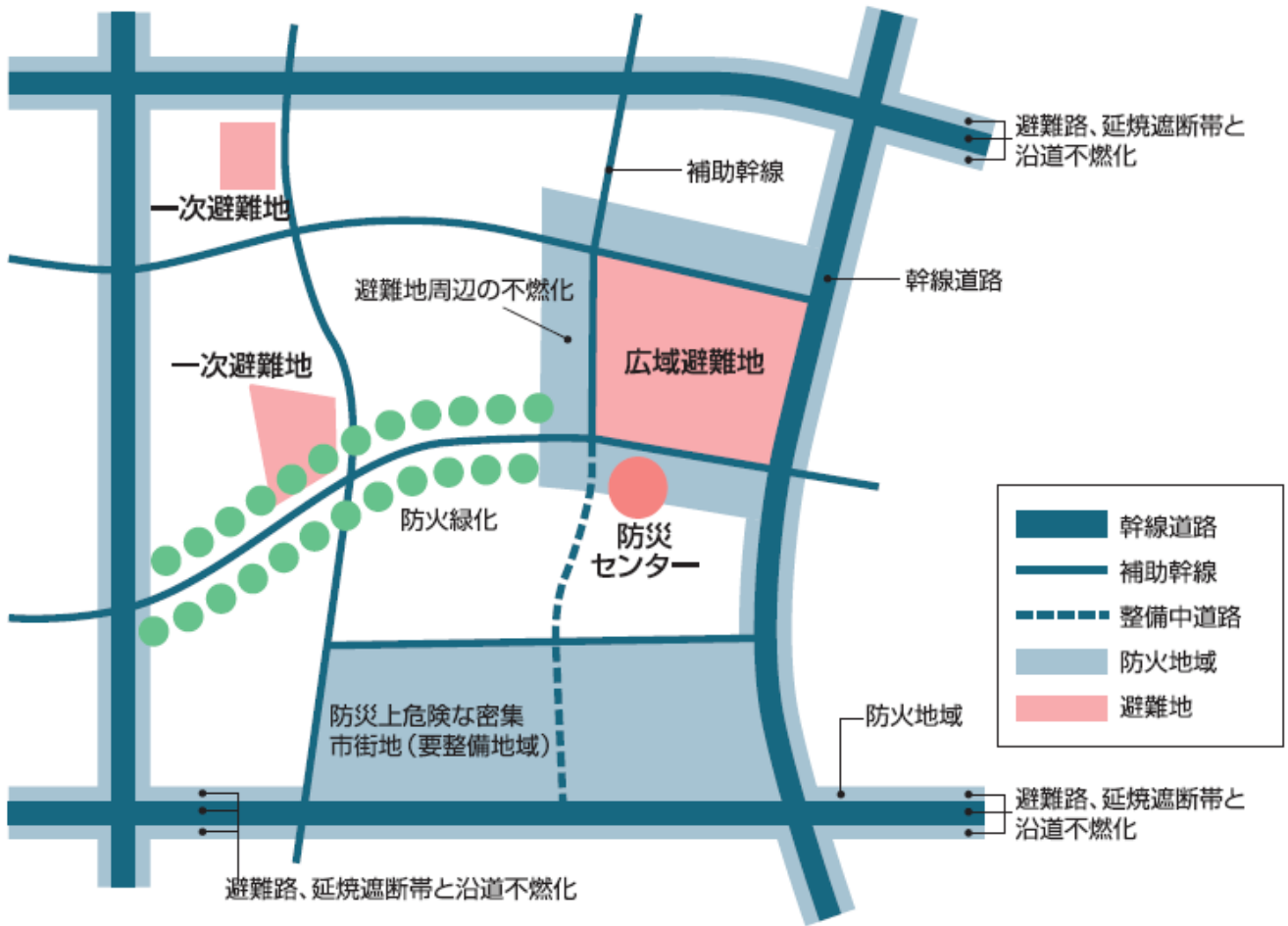
都市防災

■ 基本方針

市民と事業者、行政の協働による災害に強く安心して暮らせるまちづくりの形成に努めていきます。

地震対策	<p>近い将来、東海地震などの大地震の発生が予想される中で、地震対策の充実強化は重要な課題であり、木造住宅などの密集地が市街地に広く分布する本市にとっては、地震に強いまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>特に中心市街地には、狭い生活道路や行き止まりの道路などが多く、公園や緑地など防災帯となる公共施設も少ないことから改善策が必要です。</p> <p>先の阪神・淡路大震災では、幹線道路や公園・緑地等の施設が火災の拡大防止や避難などに大きな役割を果たしたことから、本市においても震災に強い都市構造を形成するため、避難路や避難地となる道路や公園等の整備、防火地域や準防火地域の指定による建物の不燃化などの都市計画を地域防災計画と連携を図りながら進めていきます。</p> <p>また、阪神・淡路大震災では、普段から住民や行政がまちづくりや地域活動に取り組んできた地域は、被害も少なく、被災後の立ち直りも早かったことから、行政と地区住民、事業者との協働による災害に強いまちづくりを右のとおり進めていきます。</p>	<p style="text-align: center;"><避難地・避難路の確保></p> <p>避難地の整備 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消や避難者の収容能力の増強等を図るため、公園や広場などの一次避難地や広域避難地の整備・拡充を図ります。</p> <p>避難路の整備 市街地やその周辺地域では、幅員 15m以上の道路を幹線避難路として指定し、広域避難地までの所要時間の短縮、避難路の安全性の向上を図るため、道路の拡幅整備や防火地域・準防火地域の指定による避難路沿道の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯として機能強化を図ります。また、沿道建築物の耐震化やブロック塀などの生垣化により、避難空間の安全性を確保します。</p> <p style="text-align: center;"><密集地の改善></p> <p>消火困難地域の解消 狭隘道路や行き止まり道路などにより十分な消火活動を行うことができない地域では、地区計画の導入を検討することにより道路の拡幅や直線化等を誘導し、防災機能の強化を図ります。</p> <p>老朽住宅密集市街地の解消 災害時の大規模延焼や建物倒壊の危険性が高い老朽化した木造建築物が密集する地区では、地区計画などの導入により、道路やポケットパーク等の防災公共施設の立地を誘導するとともに、建築物の共同化や耐震・不燃化等防災性の高い建物への建替えを促進します。</p> <p style="text-align: center;"><防災拠点など整備・補強></p> <p>市が所有する公共建築物の耐震化 防災拠点として機能する市庁舎などの公共施設の整備を進めるとともに、既設の社会福祉施設や学校教育施設など、防災上重要な市が所有する建築物について、補強や改築などにより平成 23 年度までに施設の耐震化を図ります。</p> <p>緊急輸送路の整備 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、東駿河湾環状線などの高規格幹線道路、国道 1 号、国道 136 号などの主要幹線道路、市庁舎等防災拠点を結ぶ幹線道路の整備を進め、緊急輸送のためのネットワークを構築します。</p> <p>電線共同溝等の整備 災害時におけるライフラインの機能を確保するため、共同溝、電線共同溝の整備を進めます。</p> <p style="text-align: center;"><市民・事業者による防災都市づくり></p> <p>建築物等の耐震化の推進 地震による人的被害を軽減するため、地震防災マップなどを活用して積極的な啓発を行い、耐震改修促進計画に基づき、耐震性に劣る木造住宅等の耐震化を推進します。</p> <p>地区計画制度の活用 住民の合意でつくられたその地区の実情に応じた建築のルールや地区施設等を「地区計画」に定め、災害に強い街区形成を促進していきます。</p> <p>優良建築物等整備事業等 民間によるまちづくりを誘導し、耐震性の優れた良質な建築物を建築することにより、地域の防災機能の向上を推進します。</p>
------	---	---

〈防災都市構造のイメージ〉



水防災	<p>河川流域の急激な宅地化、森林や農地の減少などにより河川へ流れ込む雨水が増加し、治水面からも大きな問題となっています。特に、大場川等の河川流域では、過去にも集中豪雨により浸水被害などが発生しており、河川の計画的な改修と保水機能の向上が求められています。</p> <p>このため、河川改修事業などを計画的に進め、公共施設には可能なかぎり雨水貯留槽等の設置を行っていくとともに、開発にともなう調整池の設置を適切に指導します。</p> <p>また、各家庭における雨水浸透施設の設置を促進していきます。</p> <p>なお、市南部地域の面的な開発に際しては、遊水機能を維持するために必要な措置を講ずるよう努めます。</p>
土砂災害対策	<p>がけ崩れ、土石流、地滑りによる人的被害を防止するため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域（土砂災害警戒区域）を明らかにし、災害に対する警戒避難体制を整えます。</p> <p>また、著しい土砂災害が発生すると予測される区域（土砂災害特別警戒区域）では、区域ごとに定めた土砂災害警戒避難計画による避難体制の整備と住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転の促進などのソフト対策を推進します。</p> <p>なお、急傾斜地法による急傾斜崩壊危険区域に指定された危険な箇所については、崩壊防止工事の実施を推進します。</p>

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
避難路の整備			都市計画道路等の整備
避難地の整備 (防災公園の整備)			避難地として活用できる防災公園の整備や既存公園の施設整備
ライフラインの強化 (電線共同溝の整備)			市街地整備や道路整備と合わせて電線共同溝の整備などを促進する
地区計画の指定			地区計画の導入により、狭隘道路の改善などを図る

情報ネットワーク

■ 基本方針

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるユビキタスネットワーク社会の実現（u-japan 計画）が提唱されています。

また、自動車の自動運転などにより道路交通問題を解消する高度道路交通システム（ITS）の整備も現実のものとなりつつあります。

このような状況を踏まえ、本市では情報ネットワークの基盤となる電線共同溝の整備を進めるとともに、庁内LANシステムの構築など、マルチメディアを活用した情報ネットワークづくりを推進します。

■ 整備・誘導プログラム

プログラム	期 間		方 針
	~H22	H23~H32	
電線共同溝の整備			無電柱化推進計画に基づき整備を図る
庁内LANシステムの構築			市民サービスの向上を図るため構築する